

しょないせいかつ こころえ
所内生活の心得
みけつよう
(未決用)

せんだいこうちしじょ
仙台拘置支所
ふるかわこうちしじょ
古川拘置支所
いしのまきこうちしじょ
石巻拘置支所

ちゅういじこう 注意事項

- 1 所内生活の心得は、居室の備品なので、所定の場所で保管し、丁寧に取り扱ってください。
- 2 転室した場合は、最初に所内生活の心得の内容を確認し、汚損、破損等があるときは、すぐに職員に申し出てください。
- 3 所内生活の心得を汚損させたり、破損させたり、勝手に居室外に持ち出したりしてはいけません。
- 4 所内生活の心得の内容に変更又は補足の必要がある場合は、適宜、改訂しますが、改訂に時間要するときは、別途書面の掲示、回覧等により変更又は補足の内容を周知するので、改訂するまでの間、それに従ってください。
なお、改訂の方法としては、本文の削除若しくは抹消又は差替えをすることがあるほか、本文の最後に改訂内容をまとめて記載することができます。
- 5 この所内生活の心得は、平成31年1月16日から適用します。

もくじ
目次

だい 第1 はじめに	
1 所内生活の心得	しょないせいかつ こころえ 1
2 所内生活における心構え	しょないせいかつ こころがま 1
だい 第2 動作時限	
1 動作時限表	どうさじげんひょう 2
2 一日の諸動作	いちにち しょどうさ 2
3 閉居罰の諸動作	へいきょばつ しょどうさ 6
4 休養の諸動作	きゅうよう しょどうさ 6
だい 第3 一般的な心得	
1 権利義務等	けんりぎむとう 7
2 人間関係	にんげんかんけい 7
3 トラブルへの対処	たいしょ 8
4 居室での生活	きょしつ せいいかつ 8
5 申出の方法	もうしで ほうほう 10
だい 第4 物品の貸与等及び自弁	
1 物品の貸与及び支給	ぶつひん たいよおよ しきゅう 14
2 物品の自弁	ぶつひん じべん 14
3 補正器具等の自弁等	ほせいきぐとう じべんとう 15
4 ノートの使用等	しようとう 15
だい 第5 金品の取扱い	
1 現金の取扱い	げんきんとりあつかい 18
2 物品の取扱い	ぶつひんとりあつかい 18
3 保管私物等の取扱い	ほかんしぶつとうとりあつかい 19
4 物品の購入	ぶつひんこうにゅう 21
5 金品の差入れ	きんぴんきしい 21
だい 第6 保健衛生及び医療	
1 運動	うんどう 23
2 清潔義務	せいかつぎむ 23

3	入浴	にゅうよく	24
4	調髪	ちょうはつ	24
5	ひげそり	ひげそり	25
6	健康診断	けんこうしんだん	25
7	診療等	しんりょうとう	25
8	薬剤の自己管理	やくざい じこかんり	26
9	備薬	びやく	26
10	指名医による診療	しめいい しんりょう	27
だい	第7	宗教上の行為等	
1	一人で行う宗教上の行為	ひとり おこな しゅうきょうじょう こういとう	28
2	教誨	きょうかい	28
だい	第8	書籍等の閲覧	
1	書籍等の取扱い	しょせきとうとりあつかい	29
2	備付書籍等	そなえつけしょせきとう	29
3	自弁の書籍等	じべん しょせきとう	29
4	書籍等の購入	しょせきとう こうにゅう	30
5	書籍等の差入れ	しょせきとう さしこ	30
6	書籍等の付録の取扱い	しょせきとう ふろくとりあつかい	31
だい	第9	規律及び秩序の維持	
1	遵守事項等	じゅんしゅじこうとう	32
2	身体の検査等	しんたい けんさとう	32
だい	第10	刑事訴訟	
1	弁護人	べんごにん	33
2	裁判	さいばん	33
3	勾留	こうりゆう	34
4	接見等の禁止	せつけんとう きんし	34
5	上訴	じょうそ	35
6	訴訟書類	そしょうしょるい	36
7	保釈及び訴訟費用	ほしゃくおよそしょうひよう	37
8	出廷等	しゅつていとう	37
9	出所	しゅつしょ	38

だい 第11 余暇活動の援助等	
1 自己契約作業	39
2 ラジオ放送等	39
だい 第12 外部交通	
1 面会	40
2 信書の発受	41
3 外国語による面会等	45
だい 第13 賞罰	
1 褒賞	46
2 懲罰	46
だい 第14 不服申立て	
1 審査の申請及び再審査の申請	49
2 事実の申告	50
3 苦情の申出	51
4 不服申立てにおける留意事項	52
5 その他	53
だい 第15 その他	
1 刑事施設視察委員会	54
2 国民年金制度	55
3 国民健康保険等の保険料の減免	60
4 運転免許失効手続	60

だい 第1　はじめに

1　所内生活の心得

しょないせいかつ　こころえ　せんだいこうちしきよ　ふるかわこうちしきよまた　いしのまきこうちしきよ　い　か
所内生活の心得とは、仙台拘置支所、古川拘置支所又は石巻拘置支所（以下
とうしょ　じゅけいしゃいがい　ひしゅうようしゃ　せいかつ　おく　あ　し
「当所」という。）で受刑者以外の被収容者として生活を送るに当たって、知つ
ておかなければならぬ規則等のほか、刑事収容施設及び被収容者等の処遇
かん　ほうりつ　い　か　ほうりつ　きてい　しょめん　こくち　しょぐう
に関する法律（以下「法律」という。）の規定により書面で告知しなければなら
じこう　かぎ　たいけいてき
ない事項について、できる限り体系的にまとめたものです。

いっぽんしゃかい　せいかつ　まも　ほうりつ　いっぽんじょうしき
一般社会の生活では、守らなければならぬ法律や一般常識があるように、
とうしょ　せいかつ　まも　きそくとう　じぶんかって　こうどう
当所の生活でも守らなければならぬ規則等があるので、自分勝手な行動をせ
しょないせいかつ　こころえ　よ　わ　ぱあい　しょくいん　き
ず、所内生活の心得をよく読み、分からぬことがある場合は、職員に聞いて
ください。

2　所内生活における心構え

そうち　たいしよう　ひぎし　やまた　こうそ　ていき　ひこくにん
あなたは、捜査の対象である被疑者又は公訴を提起された被告人として、
けいじそしょうはう　きてい　とうしょ　しゅうよう
刑事訴訟法の規定により、当所に収容されています。

じけん　かぞく　しんぱい　つら　くる　きそく
事件や家族のことで心配し、辛く苦しいときもあるかもしれません、規則
ただ　せいかつ　れいせい　き　も　さいばん　う
正しく生活し、冷静な気持ちで裁判を受けられるようにしてください。

だい 第2 どうさじげん
動作時限

1 動作時限表

けいじしせつ たすう ひしゅうようしゃ しゅうだんせいいかつ ば ひしゅうようしゃ
刑事施設は、多数の被収容者の集団生活の場であり、それぞれの被収容者
じぶんかって た ひしゅうようしゃ めいわく ちつじょ
が自分勝手なことをすると、他の被収容者の迷惑となることから、秩序ある
きょうどうせいいかつ おく いってい じかんわり さだ べっし
共同生活を送ることができるように、一定の時間割を定めています（別紙1－
およ べっし さんしょう
1及び別紙1－2を参照してください。）。

どうさじげんひょう へいじつ きゅうじつ きょうせいしどう び こと ほか さまざま
なお、動作時限表は、平日や休日、矯正指導日でも異なるほか、他の様々な
じじょう へんこう ばあい しょくいん し じ したが
事情で変更があるので、その場合は、職員の指示に従ってください。

2 いちにち しょどうさ
一日の諸動作

(1) きょう
起床

きょうじかん きょう おんがくまた しょくいん ごうれい し
起床時間は、起床の音楽又は職員の号令で知らせます。

ア きょうまえ め さ ふとん たた せんめんとう おこな た
起床前に目が覚めても、布団を畳んだり、洗面等を行ったりすると、他
の被収容者の迷惑となるので、布団の中で静かに起床を待ってください。

イ きょう おんがくまた しょくいん ごうれい か ただ きょう しんぐ いるい
起床の音楽又は職員の号令が掛かったら、直ちに起床し、寝具や衣類を
しょてい い ち せいとん
所定の位置に整頓してください。

ウ せんめん おこな ばあい せんめんき しよう みしよう みず はいすいかん なが
洗面を行なう場合は、洗面器を使用し、未使用の水を排水管に流すような
むだ つか かた
無駄な使い方をしてはいけません。

せんめん お ひつよう おう せんめんだい ゆかとう そうじ
なお、洗面が終わったときは、必要に応じて洗面台、床等の掃除をして
ください。

エ きょうどうしつ せんめん ようべんとう た ひしゅうようしゃ めいわく ゆず
共同室での洗面、用便等は、他の被収容者の迷惑とならないように譲り

あ
合い、効率的に行ってください。

(2) 朝点検

げんそく
原則として、朝夕の2回、被収容者の人数や心身の状態を確認するため
に、点検を実施します。

ア 「点検用意」の号令が掛かったら、直ちに服装を整え、所定の位置に
廊下側を向いて座り、静かに点検を待ってください。

イ 「点検」の号令が掛かったら、姿勢を正し、静かに職員が点検に来るの
を待ってください。

ウ 「番号」の号令が掛かったら、共同室の場合は、席の順に自分の席の
番号を、単独室の場合は、自分の称呼番号をはっきり唱えてください。

エ 番号を唱えるときは、番号の末尾を伸ばさず、顔を上げて正面を向いた
まま、節度を持って番号をはっきり唱えてください。

オ 「点検終了」の号令が掛かるまでは、自分の点検が終了しても、姿勢
を正したまま、静かに点検終了の号令を待ってください。

(3) 食事

しょくじ
食事は、原則として居室内で三食とも喫食します。

ア 食事は、所定の位置に座り、食事の時間内に食べてください。

イ 食事中の会話は、食べ物が飛び散ると不衛生であり、他の被収容者の
迷惑となるので、十分注意してください。

ウ 食べ残した食事は、残飯として所定の方法で提出し、食事を隠匿したり、
便所に流したり、窓の外に捨てたりしてはいけません。

エ 他の被収容者から食事をもらったり、他の被収容者に食事を譲り渡し

たりしてはいけません。

オ 行政機関の休日（土曜日及び日曜日、国民の祝日にに関する法律に規定

する休日並びに12月29日から翌年1月3日までの日）及び当所が指定

している業者（以下「指定業者」という。）の定休日以外は、指定業者か

ら弁当等の食事を購入することができます。ただし、その場合は、食事を

給与しません。

なお、購入受付日は別に告知します。

カ 指定業者以外からの飲食物の購入及び差入れはできません。

また、郵送による飲食物の差入れも認められません。

(4) 夕点検

朝点検と同じ要領で点検を実施します。

なお、夕点検は、共同室の場合は席の順に自分の称呼番号を、単独室の

場合も自分の称呼番号をはつきり唱えてください。

(5) 仮就寝

午後6時30分以降、仮就寝といって、布団を敷いて横臥することができ
ます。

なお、仮就寝の時間は、時季により変更することがあります。

ア 布団は、所定の位置に自分で敷き、他の被収容者に自分の布団を敷かせ
てはいけません。

イ 布団を敷いて横臥しない場合でも、横臥している他の被収容者の邪魔に
ならないようにしてください。

ウ 布団を敷いた後に、囲碁や将棋をしたり、手紙を書いたりするときは、

ふとん ふた お こづくえ しょう
布団を二つ折りにして、小机を使用してください。

エ 就寝時間の30分前にチャイムが鳴るので、就寝の準備をしてください。

(6) 就寝

ごご じ ほんしゅうしん な しつない しょうめい げんとう
午後9時になったら、本就寝のチャイムが鳴り、室内の照明を減灯します。

ア 就寝後に眠くなくても、他の被収容者の迷惑とならないように、布団のなか しず おうが 中で静かに横臥してください。

イ 就寝後は、緊急の用件を除き、職員に対する申出をしてはいけません。

ウ 就寝するときは、頭から布団を被ったり、居室扉のすぐ前まで布団を寄せたりして、職員の視察の妨げとなるようなことをしてはいけません。

エ 毛布を勝手に敷布の代わりにしたり、毛布、敷布等を腹に巻いて寝たりしてはいけません。

オ 裸で寝たり、座布団を枕として使用してはいけません。

カ 共同室では、一つの布団に二人以上で寝てはいけません。

キ 就寝後の用便は、他の被収容者の迷惑となるので、できる限り控え、かりしゅうしんじかんちゅう ようべん こころが かぎ ひか 仮就寝時間中に用便をするように心掛けてください。

なお、就寝前までに便水用としてバケツに水を汲み置き、用便をした際は、この水を使用して流してください。

(7) その他

ちょうしょくしゅうりょうご しゅうしん じかん た どうさ ししょう かぎ べんがく
朝食終了後から就寝までの時間は、他の動作に支障のない限り、勉学、
どくしょそしょりょういおよ しんしょ さくせい きにゅう みと じかん
読書、訴訟書類及び信書の作成、ノートへの記入などが認められるので、時間

むだを無駄にすることなく有意義に過ごしてください。

なお、この場合は、おおむね定められた位置に座って行ってください。

3 閉居罰の諸動作

閉居罰は、平日、休日、矯正指導日を問わず、居室内において謹慎することになります。

謹慎中は、物事をじっくりと考えることができる機会でもあるので、漫然と過ごすのではなく、反則行為に至った原因や、どうすれば反則行為をせずに所内生活を送ることができるのかを考えしてください。

なお、閉居罰の諸動作は、別途「閉居受罰者の心得」を貸与するので、詳細はそれを参照してください。

4 休養の諸動作

休養は、平日、休日、矯正指導日を問わず、原則として、朝夕の点検や食事等の時間を除き、布団の中で安静することになります。

安静時間中は、静養に専念し、原則として、本を読んだり、手紙を書いたりしてはいけません。

休養の必要性が認められなくなった場合は、本人の意思にかかわらず、休養を中止するので、決定には素直に従ってください。

だい
第3 いつばんてき こころえ
一般的な心得

1 権利義務等

けいじしせつ しゅうよう ともな さまざま けんり せいげん ぎ む か
刑事施設への収容に伴って、様々な権利を制限したり、義務を科したりすることがあります。

- (1) けいじしせつ けんり せいげん ぎ む きよひ じぶん けんり つよ
刑事施設では、権利の制限や義務を拒否したり、自分の権利のみを強く主張したりするような、わがままや不当な要求には応じません。
- (2) じぶん お た ち ば にんしき しょくいん たい げんどう じゅうぶんちゅうい
自分の置かれている立場をよく認識し、職員に対する言動には十分注意してください。

2 人間関係

(1) た ひ しゅうようしゃ かんけい
他の被収容者との関係

じぶん さまざま めん こと ひ しゅうようしゃ いっしょ しゅうだんせいかつ
ア 自分とは様々な面で異なる被収容者と一緒に集団生活をしなければならないことをよく認識し、互いに気を遣ってください。

た ひ しゅうようしゃ ば か わるくち い た ひ しゅうようしゃ こじん
イ 他の被収容者を馬鹿にしたり、悪口を言ったり、他の被収容者の個人情報(名前、連絡先、事件内容等)を聞いたりしてはいけません。

とくてい ひ しゅうようしゃ ふか こうゆうかんけい さ た ひ しゅうようしゃ
ウ 特定の被収容者との深い交遊関係を避けるなど、他の被収容者との人間関係の距離の置き方に十分注意してください。

(2) しょくいん かんけい
職員との関係

しょくいん た ち ば り か い しょくいん し っ せ き う かんじょうてき
ア 職員の立場をよく理解し、職員から叱責を受けたときは、感情的にならず、素直に非を認めて反省してください。

しょくいん ちゅういしどう し じ う す な お したが
イ 職員から注意指導や指示を受けたときは、素直に従ってください。

ウ 職員の注意指導や指示に疑問があつても、職員は多数の被収容者を担当しているので、その場では素直に従ってください。

3 トラブルへの対処

所内生活中の犯罪行為（職員や他の被収容者に対する暴行、傷害等）は、絶対に許されないものであり、懲罰の対象となるほか、被害の程度や情状によっては、刑事事件として捜査し、事件を検察庁に送致します。

- (1) トラブルが起こると、相手に責任を転嫁しがちですが、自分にも非や反省すべき点がなかったかを冷静に考えてください。
- (2) 暴行を受けても、反撃等はせず、相手の攻撃から逃れたり、自分の身体を守ったりしてください。
- (3) 反則行為に誘われた場合は、勇気を持って断り、しつこく付きまとわれたり、脅されたりしたときは、その旨を職員に申し出てください。
- (4) けんかが起きても止めに入ると、自分や相手が負傷したり、加勢したと受け取られたりすることもあるので、絶対にしてはいけません。

4 居室での生活

(1) 点検位置等

居室內では、職員の視察の妨げとならないようにするために、居室內での点検位置、着座位置及び就寝位置を別に定めているので、確認してください。

なお、居室の指定は、様々な事情を考慮して、当所が決定するものである

ことから、居室を選ぶことはできません。

ア 点検位置、着座位置及び就寝位置を勝手に変更してはいけません。

イ 居室内では、歩き回ったり、用もなく立ち上がったり、居室外を覗いたり、廊下側の壁に寄り掛かったりしてはいけません。

ウ 職員が赴いたり、配食の際に食事を受け取ったりするなどの正当な理由があるときを除き、用もなく廊下側の窓の近くに立ってはいけません。

(2) 居室の備品等

居室内には、掃除用具等の生活に必要な物品や設備を備え付けています。

ア 新たに居室に収容された場合は、必ず居室内の備品や設備に汚損、破損、過不足等がないかを確認してください。

イ 備品や設備に汚損、破損、過不足等があるときは、そのままにせず、すぐにその旨を職員に申し出てください。

ウ 居室内の備品や設備は丁寧に扱い、整理整頓、洗浄、清掃等を励行し、清潔な状態を維持してください。

(3) 居室の整頓要領

居室内での保管私物、備品等の保管場所や保管方法を別に定めているので、確認してください。

保管私物や備品は、一時的であっても放置せず、所定の場所に整頓してください。

(4) 居室での水の使用

居室内での水の使用に当たり、節水心得を定めています(別紙2を参照してください。)

水道料金は、税金で賄われているものなので、節水心得を守り、節水に努めてください。

(5) その他

ア 他の被収容者の迷惑となるような行為をしてはいけません。

イ 他の被収容者を支配下に置こうとしたり、他の被収容者の支配下に入ろうとしたり、私的な集団を作ったりしてはいけません。

ウ 他の居室の被収容者に話しかけたり、合図を送ったりしてはいけません。

エ 居室出入りするときは、職員の指示に従って、身体や着衣の検査を受けてください。

オ 居室から出たときは、許可なく走ったり、一人歩きしたり、みだりに他の被収容者と話をしたりせず、職員の指示に従って行動してください。

カ 居室や廊下に設置されているスピーカー、電灯、スイッチ、居室の名札等には、みだりに手を触れてはいけません。

キ ペットボトル飲料を飲み終えたときは、一般ごみと分別してください。

ク けがをしたり、物を拾つたりしたときは、すぐにその旨を職員に申し出てください。

5 申出の方法

所内生活における基本的な申出の方法は、次の(1)~(4)のとおりです。

(1) 職員に対する申出

自分が属する居室棟の担当職員に申し出ることができます。

ア 職員に対する申出をする場合は、緊急の用件を除き、夜間や休日に

勤務している職員ではなく、担当職員に申し出てください。

イ 申出をするときは、居室内では報知器を使用し、職員が応対するまで静かに座って待ってください。

なお、職員が応対する場合は、職員が指示したときを除き、原則として座って行うこととし、称呼番号及び氏名を述べてから、申出事項を述べてください。

ウ 申出の日時や内容によっては、後で改めて申し出るように指示したり、願箋の提出を指示したりするので、素直に従ってください。

なお、同じ内容の申出を反復するときは、話を打ち切ったりすることがあります。

(2) 願箋の提出

所定の願箋を提出することにより申し出ることができます。

願箋の受付日は、原則として、緊急の用件を除き、平日（行政機関の休日を除く。）ですが、願箋の種類や内容によっては受付日を定めていることもあります。

ア 願箋は、原則として、願箋の受付時に担当職員に申し出て交付を受け、居室内での余暇時間に自分で必要事項を記載し、願箋受付日の翌日（行政機関の休日を除く。）に、左手人差し指の指印を押して提出してください。

なお、左手人差し指の指印を押せない場合は、他の指でも構いませんが、その旨を職員に申し出てください。

イ 願箋の円滑な事務処理をするため、1枚の願箋には一つの用件のみを記載してください。

なお、字が書けない場合は、職員が代筆するので、その旨を職員に申し出てください。

ウ 1枚の願箋に複数の用件が記載されている場合、願箋に記載漏れがあつたり、記載内容に不十分な点があつたり、申出内容と無関係なことが記載されていたりする場合は、願箋を差し戻すことがあります。

(3) 特別な許可や取扱いを求める願箋の留意事項

ア 特別な許可や取扱いを求める願箋を提出する場合は、その必要性や緊急性を簡潔かつ具体的に記載してください。

イ 必要性や緊急性の有無は、個別具体的かつ客観的な状況を踏まえて合理的に判断するので、自分の希望が認められなくても、決定には素直に従ってください。

ウ 特別な許可や取扱いは、個別具体的かつ客観的な状況や事情が異なれば、当然、結論も異なるので、過去に特別な許可や取扱いを認めていても、これらが誤りや不適当であると判断したときは、許可や取扱いを変更します。

(4) 教示

所内生活における不明な点について、教示を求める願箋を提出することができます。

ア 教示を求める願箋を提出したからといって、自分の希望どおりの対応や回答を受けるとは限りませんし、回答できないこともあります。

イ 教示願の内容が不明確な場合や意味不明な場合は、願箋を差し戻したりすることができます。

ウ 教示願の内容からみて、回答する必要性が認められない場合（例えば、
個人的な興味を満たすだけのもの、不真面目なもの、過去に提出したもの
と同じ内容のもの、性質上自ら調べるべきものなど）は、教示しない旨の
回答をすることがあるので、決定には素直に従ってください。
なお、教示すべきでないもの、調査が困難なものも同様です。

だい
第4 物品の貸与等及び自弁

1 物品の貸与及び支給

けいじしせつ にちじょうせいかつ ひつよう ぶつびん たいよまた しきゅう べっし およ
刑事施設では、日常生活に必要な物品を貸与又は支給します (別紙3-1及
び別紙3-2を参照してください。)。

(1) 衣類及び寝具

いるいおよ しんぐ たいよ きぼう ぱあい むね しょくいん もう で
衣類及び寝具の貸与を希望する場合は、その旨を職員に申し出てください。

(2) 食事及び湯茶

ア 主食は、原則として、米と麦が混合されたご飯又はパンを給与し、副食
は、栄養量、嗜好傾向等を参考にしながら調理したものを給与します。

主食の量は、体格による増減がありますが、副食の量は、体格に関係
なく同じ量です。

なお、食事は、医療上や保健上の理由から、医師の指示により、特別の
献立や調理法による食事を給与することがあります。

イ 湯茶は、食事の時間に給与しますが、必要に応じて、それ以外の時間に
給与することもあります。

(3) 日用品等

日用品等は、所定の品目を貸与又は支給しますが、一定の使用期間を定め
ているものは、使用期間経過後に貸与又は支給します。

2 物品の自弁

自分で物品を調達することを自弁といい、一定の条件の下で、自弁の物品

を使用又は摂取することができます (別紙4-1, 別紙4-2及び別紙4-3)

を参照してください。)。

なお, 自弁の物品を使用又は摂取する場合は, これに相当する物品を貸与又
は支給しません。

また, 自弁の物品の使用又は摂取は, 当所の規律及び秩序の維持その他管理
運営上支障を生ずるおそれがある場合のほか, 懲罰の規定により禁止される
場合には認めません。

3 補正器具等の自弁等

次の(1)~(5)の物品は, 当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を
生ずるおそれがある場合を除き, 原則として, 自弁のものを使用することにな
ります。

(1) 眼鏡その他の補正器具

(2) 自己契約作業を行うのに必要な物品

(3) 信書を発するのに必要な封筒その他の物品

(4) 印紙及び印鑑

(5) かつら (着用を許すことが適当と認める場合に限る。)

4 ノートの使用等

(1) ノートの種類

ノートは, 用途別に訴訟用, 勉学用及び雑記用での使用を認めるので, ノー
トを使用する場合は, その旨を職員に申し出てください。

(2) 筆記時間等

筆記時間は、朝点検後から就寝までです。

筆記するときは、必ず机を使用してください。

(3) ノートの使用心得

ノートを使用するときは、次のア～オに掲げる事項を遵守してください。

ア 次のような記述をしてはいけません。

(ア) 所内の秩序びん乱をあおり又は唆すもの

(イ) 犯罪の手段、方法等を具体的に記述したもの

(ウ) 保安警備又は職員の勤務に関するもので、一般的に秘匿すべき事項に

かかるもの

(エ) 風俗上問題となることを露骨に描写したもの

(オ) 暗号、記号、乱数表などの方法により、内容が分からぬるもの

(カ) 処遇、その他施設の状況に関し、明らかな虚偽の記述があるもの

(キ) 出所者又は在所者の氏名及び住所、電話番号等の連絡先の記載のあるもの

もの

(ク) その他当所の管理運営に重大な支障を来すおそれのあるもの

イ ノートのページをやぶして使用してはいけません。

ウ 許可なく外国語を書いてはいけません。

エ 所内見取図を書いてはいけません。

オ ページを飛ばして書いたり、後ろから書いたり、他の用紙を貼り付けたりしてはいけません。

(4) ノートの検査

ノートは、必要に応じて職員が検査します。

なお、ノートを検査した結果、使用心得に違反していることを認めた場合

は、ノートの使用許可を取り消したり、記述した部分を削除又は抹消したり
するほか、反則行為として処罰します。

だい 第5 きんぴんとりあつかい 金品の取扱い

1 げんきんとりあつかい 現金の取扱い

にゅうしょじ しょじ げんきん にゅうしょちゅう しゅとく げんきんおよ さしい げんきん
入所時に所持していた現金、入所中に取得した現金及び差入れされた現金

は、次の(1)及び(2)のいずれかに該当するときは、差入人に引取りを求め、差入人
に引取りを求めることができないときなどは、法律に基づいて処理します。

なお、いずれにも該当しない場合は、領置金として当所で保管します。

(1) こうふ とうしょ きりつおよ ちつじょ がい 交付することにより、当所の規律及び秩序を害するおそれがあるものであ
るとき。

(2) きしれいにん しめい あき 差入人の氏名が明らかでないものであるとき。

2 ぶつひんとりあつかい 物品の取扱い

にゅうしょじ しょじ ぶつひんおよ にゅうしょちゅう しゅとく ぶつひん さしい のぞ
入所時に所持していた物品及び入所中に取得した物品(差入れを除く。)は、

つぎ がいとう しんぞくとう こうふ たそとう しょぶん
次の(1)~(3)のいずれかに該当するときは、親族等への交付その他相当の処分を
もと そうとう きかんない しょぶん ほうりつ もと しょり 求め、相当の期間内に処分しないときは、法律に基づいて処理します。

また、差入れされた物品(購入を含む。)は、次の(1)~(7)のいずれかに該当す
るときは、差入人に引取りを求め、差入人に引取りを求めることができないと
きなどには、法律に基づいて処理します。

がいとう ばあい ほうりつ きてい しょうまた せっしゅ
なお、いずれにも該当しない場合であって、法律の規定により使用又は摂取
することができるものであるときは、保管私物として自分で保管させ、法律の
きてい しょうまた せっしゅ ほかんしぶつ じぶん ほかん ほうりつ
規定により使用又は摂取することができないものであるときは、領置物として
とうしょ ほかん ほかん ほかん ほかん ほかん ほかん
当所で保管します。

- (1) 保管に不便なものであるとき。
- (2) 腐敗し、又は滅失するおそれがあるものであるとき。
- (3) 危険を生ずるおそれがあるものであるとき。
- (4) 交付することにより、当所の規律及び秩序を害するおそれがあるものであるとき。
- (5) 刑事訴訟法の定めるところにより交付を受けることが許されない物品であるとき。
- (6) 差入人の氏名が明らかでないものであるとき。
- (7) 自弁により使用し、若しくは摂取することができることとされる物品又は放の際に必要と認められる物品以外の物品であるとき。

3 保管私物等の取扱い

- (1) 保管私物
- 法律の規定により使用又は摂取することができ、自分で保管することとなつた物品を保管私物といいます。
- ア 保管私物は、保管私物バッグ（キャリーバッグ）及び各居室備付けの私物棚に保管してください。
- イ 私物棚には施錠設備がないので、紛失、盗難等の心配があるときは、保管私物バッグに保管して必ず施錠してください。
- ウ 保管私物は自ら管理するものであり、紛失、盗難、汚損等について、当所は責任を負わないので、しっかりと自己管理してください。
- エ 保管私物は、特に必要があると認める場合等を除き、領置することはで

きません。

また、領置することができる場合であっても、領置することにより、後述する領置物の分量が制限を越えることになるときは、領置することができません。

オ 保管私物は、適宜、職員が保管状況等を検査します。

カ 保管私物を廃棄するときは、ごみ箱に捨てる消耗品類（ちり紙、書き損じた便箋等）を除き、職員に申し出て廃棄してください。

(2) 領置物

法律の規定により使用又は摂取することができず、当所で保管することとなつた物品を領置物といいます。

ア 領置物のうち、時計、宝石、指輪、免許証等の貴重品は、特別領置品として、他の物品と区別して保管します。

イ 領置物のうち、法律の規定により使用又は摂取することができることとなつた物品は、申出により引渡しを受けることができます。

なお、引渡しを受けることができる場合であっても、引渡しを受けることにより、後述する保管私物の分量が制限を越えることになるときは、引き渡すことはできません。

(3) 保管私物等の制限

保管私物及び領置物の分量（係属中の裁判所の事件に関する記録、書類、補正器具を除く。）には制限があり、その制限を越えるときは、超過量に相当する量の物品について、親族等への交付その他相当の処分を求めます。

なお、相当の期間内に処分しないときは、法律に基づいて処理します。

(4) 保管私物等の他の者への交付 (宅下げ)

保管私物、領置金及び領置物（文書図画に該当するものを除く。）は、次のア及びイのいずれかに該当するときを除き、他の者へ交付（信書の発信に該当するものを除く。）することができます。

ア 交付（その相手方が親族であるものを除く。以下のイも同じ。）により、
当所の規律及び秩序を害するおそれがあるとき。
イ 刑事訴訟法の定めるところにより交付が許されない物品であるとき。

4 物品の購入

物品の購入は、第4「物品の貸与等び自弁」の2「物品の自弁」で記載しているとおり、一定の条件の下で、使用又は摂取することができる物品について、
指定業者を通じて購入することができます。

(1) 1回に購入することができる物品の商品名、数量等は、別に備え付けて
いる冊子を参照してください。

(2) 物品を購入する場合は、所定の購入願箋に必要事項を記入し、購入
受け付け日提出してください。

(3) 物品の購入により保管私物及び領置物の分量が制限を超えるときは、
購入を認めないことがあります。

5 金品の差入れ

現金及び物品の差入れは、第5「金品の取扱い」の1「現金の取扱い」及び
2「物品の取扱い」で記載しているとおり、法律の規定により認められます。

- (1) 所内生活では多額の現金は必要ないので、家族等に経済的な負担を掛けないようにしてください。
- (2) 差入れが可能な形状や規格を指定している物品や、指定業者を通じてのみ差入れを許可している物品があるので、十分注意してください。

だい
第 6 ほけんえいせいおよ いりょう 保健衛生及び医療

1 うんどう 運動

うんどう へいじつ にち ぶんかん かぎ おくがい じっし 運動は、平日において、1日につき30分間、できる限り屋外で実施します
が、時季、天候その他の事情から、居室内で実施することもあります。
なお、休日等には、居室内で運動する機会を設けています。

- (1) いし し じ うんどう ほうほうとう せいげん ぱあい し じ したが 医師の指示により運動の方法等を制限されている場合は、その指示に従つ
てください。
- (2) きゅうげき うんどう か ど うんどう たいちょうふりよう げんいん たいりょく 急激な運動や過度な運動は、けがや体調不良の原因になるので、体力や
体調に見合った運動をしてください。
- (3) きょしつない うんどう た ひしゅうようしゃ めいわく ていど うんどう 居室内で運動するときは、他の被収容者の迷惑とならない程度に運動して
ください。
- (4) うんどうじょう そな つ うんどうようぐとう しょう 運動場に備え付けられている運動用具等は、みんなで使用するものなので、
たいせつ と あつか 大切に取り扱ってください。
- (5) きだ じかん ほうほういがい うんどう おこな 定められた時間や方法以外で運動を行うことはできません。

2 せいかつぎ む 清潔義務

ひしゅうようしき けんこうおよ とうしょ えいせい ほじ 被収容者には、健康及び当所の衛生を保持するため、身体、着衣、所持品、
きょしつとう せいかつ ぎ む か 居室等を清潔にする義務が課されています。

- (1) にゅうよく ちょうはつ そうじとう れいこう 入浴、調髪、ひげそり、掃除等を励行してください。
- (2) せんたくかのう いるい とうしょ せんたく しょてい にちじ ていしゅつ 洗濯可能な衣類は、当所で洗濯するので、所定の日時に提出してください。
- (3) すいじまえ はいしょくまえ しょくじまえ ようべんご からら 炊事前、配食前、食事前、用便後は、必ずうがいや手洗いをしてください。

- (4) たんやつぱを 所構わづ吐いてはいけません。
- (5) 食器を洗って提出する場合は、必ずきれいに洗ってから提出してください。

3 入浴

入浴は、週2回又は週3回（閉居罰執行中は週1回以上）、1回につき15分間（週3回のとき、そのうち1回は10分間）実施します。

- (1) 入浴中は、他の被収容者と話ををしてはいけません。
- (2) 浴槽には、身体をよく洗ってから入ってください。
- (3) 浴槽内にタオルを入れたり、タオルを浸したりしてはいけません。
- (4) 洗面器、椅子等の備品は、大切に取り扱ってください。
- (5) 皮膚病や性病にかかっているときは、その旨を職員に申し出てください。

4 調髪

調髪は、無料で実施しますが、自弁により指定業者による調髪を実施することもできます。

- (1) 調髪を希望する場合は、その旨を職員に申し出てください。ただし、時間を持ったり、希望に応じられないことがあります。
- (2) 女子の調髪は、必要に応じて適宜の方法によって実施します。
- (3) 調髪中に必要以上のことを要求したり、勝手に器具等に手を掛けたり、職員の指示に従わなかつたりしたときは、調髪を中止することがあります。

5 ひげそり

ひげそりは、15分入浴のときに実施します。

(1) 入浴時に個人用のかみそりを貸与するので、かみそりの貸与を受けるとき

は、職員の面前で、はっきりと称呼番号を唱えてください。

(2) かみそりは、ひげやもみ上げをそるために貸与するものなので、眉毛をそ

つたり、額の生え際にそり込みを入れたりしてはいけません。

(3) 自弁の電池式かみそりを所持している場合は、居室内でひげそりを行なうこ

とができます。

6 健康診断

当所に収容開始後速やかに、また、毎年1回以上定期的に所定の事項についての健康診断を実施するほか、当所の保健衛生上必要があるときにも健康診断を実施します。

健康診断は、受ける義務があるので、採血、エックス線撮影その他の医学的処置を拒むことはできません。

7 診療等

負傷や疾病があるとき、又はその疑いがあるときは、医師等が診療するほか、必要な医療上の措置を執ることがあります。

(1) 看護師等の資格を有する職員が、定期的に巡回するので、医師等による診療等を希望する場合は、その旨を職員に申し出てください。

(2) 緊急に処置しなければならない負傷や疾病があるときは、定期的に巡回

する日以外でも受け付けるので、すぐにその旨を職員に申し出てください。

(3) 診療等の要否については、医師等が専門的な見地から判断するので、その判断に従ってください。

(4) 医師等による診療等を受ける場合は、自己の主張に固執したり、粗暴な言動をしたりしてはいけません。

(5) 医師等から病状を聞かれたときは、ありのままを答え、病状を大げさに言ったり、うそを言ったりしてはいけません。

8 薬剤の自己管理

医師等による診療において、薬剤を処方することがありますが、一定の種類の薬剤は、所定の数量の範囲内で自己管理することを認めています。

(1) 薬剤は、定められた用法や用量に従って服用してください。

(2) 他の被収容者から薬剤をもらったり、他の被収容者に薬剤を譲り渡したりしてはいけません。

(3) 服用せずに残った薬剤は、必ず職員に提出し、勝手に捨てたり、所持を続けたりしてはいけません。

(4) 薬剤を自己管理させることが不適当と判断したときは、薬剤の自己管理を認めないことがあります。

9 備薬

家庭医療程度の応急措置として、感冒薬、解熱鎮痛薬、胃腸薬、便秘薬及び絆創膏を備え付けています。

たいちょうふりょう ぱあい しょうじょう おう びやく とうよ むね しょくいん もう
体調不良の場合は、症状に応じて備薬を投与するので、その旨を職員に申
し出てください。

なお、備薬の服用に当たっては、備薬に関する一般的な注意事項を守ってく
ださい（別紙5を参考してください。）。

10 指名医による診療

しめいい しんりょう とうしょ いしいがい がいぶ いしどう しめい じべん よ
指名医による診療とは、当所の医師以外の外部の医師等を指名し、自弁によ
り診療を受けることを希望する場合において、一定の要件の下で、医療上適当
みると かぎ がいぶ いしどう しんりょう う であると認められるときに限り、外部の医師等による診療を受けることができ
る制度です。

しめいい しんりょう よう ひよう すべて じこふたん けんこうほけん せいど
なお、指名医による診療に要した費用は全て自己負担であり、健康保険制度
の適用対象外なので、相当な費用が見込まれます。

(1) 指名医による診療を希望する場合は、所定の申請書を交付するので、その
むね しょくいん もう で 旨を職員に申し出てください。

(2) 指名医による診療を認めた場合であっても、当所の規律及び秩序を維持す
るため必要があるときなどには、診療を中止し、以後、その指名医による
診療を認めないことがあります。

だい
第7 宗教上の行為等

1 一人で行う宗教上の行為

ひとり おこな しゅうきょうじょう こうい ひとり おこな れいはいとう しゅうきょうじょう こうい げんそく きんしまだ せいげん
一人で行う礼拝等の宗教上の行為は、原則として、禁止又は制限しません

とうしょ きりつおよ ちつじょ いじ たかんりうんえいじょうしおう しよう
が、当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある

ばあい きんしまだ せいげん
場合は、禁止又は制限することがあります。

しゅうきょうじょう こうい た どうさ ししょう じかんたい おこな た ひしゅうようしゃ
宗教上の行為は、他の動作に支障がない時間帯に行い、他の被収容者の

めいわく
迷惑とならないようにしてください。

2 個人教誨

きょうかい とくてい しゅうきょうきょうぎ もと かんか はたら いみ しゅうきょうか
教誨とは、特定の宗教教義に基づく感化の働きかけを意味し、宗教家
じしん ぜんじんかくべきかんか せいしんてききゅうさい おこな こじんてき なや
自身の全人格的感化による精神的救済を行うもので、個人的に悩みがあつて
きょうかいし じょげん え ばあい せいきょ しんぞくとう ひがいしゃ めいふく こじんてき いの
教誨師から助言を得たい場合、逝去した親族等や被害者の冥福を個人的に祈り
ばあいとう もうしで ひつよう みと おこな
たい場合等において、申出により必要と認められたときに行うことができます。

(1) 教誨師の都合等により個人教誨を実施できないことがあります。

(2) 個人教誨を実施する場所に、指定された教材（経典等）以外のものを持
ち込んではいけません。

(3) 個人教誨を実施する場所では、職員の指定する席に座り、まじめな態度
で教誨を受けてください。

(4) 教誨師に対しては、礼儀正しい態度や姿勢で接してください。

(5) 当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある
場合は、個人教誨に参加させないことがあります。

だい
第8 書籍等の閲覧

1 書籍等の取扱い

書籍等とは、書籍、雑誌、新聞紙その他の文書図画をいい、当所に備え付けている備付書籍と自弁の書籍等に分けられます。

2 備付書籍

(1) 定期貸与書籍

共同室に収容されている場合は2冊以内、単独室に収容されている場合は3冊以内で、備付書籍の貸与を受けることができます。

なお、備付書籍の貸与期間は1か月以内ですが、申出により必要と認められる場合に限り、3か月を超えない範囲で貸与期間を更新できます。

(2) 特別貸与書籍

勉学や作業のほか、権利の救済を受けるためなどの理由により、必要と認められる場合に限り、3冊以内で、辞典、経典、学習用書籍、訴訟用書籍等の備付書籍の貸与を受けることができます。

なお、特別貸与書籍の貸与期間は1か月以内ですが、申出により必要と認められる場合に限り、6か月を超えない範囲で貸与期間を更新できます。

3 自弁の書籍等

自弁の書籍等は、内容を検査した結果、次の(1)及び(2)のいずれかに該当する場合は、閲覧することができません。ただし、あらかじめ同意するときは、閲覧

きんしぶぶん さくじよまた まつしょう うえ えつらん
禁止部分を削除又は抹消した上で閲覧することができます。

(1) 当所の規律及び秩序を害するおそれがあるとき。

(2) 罪証隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき。

4 書籍等の購入

しょせきとう していぎょうしゃ つう こうにゅう
書籍等は、指定業者を通じて購入することができます。

(1) 1回に購入することができる書籍（雑誌以外の書籍）及び雑誌（月刊誌、

しゅうかんしょよ じゅんかんし さつすう ごうけい さつ
週刊誌及び旬刊誌）の冊数は合計3冊までです。

(2) 新聞紙は、日刊通常紙及び日刊特別紙（スポーツ新聞）から1紙ずつ、月単位

こうにゅう
で購入することができます。

にっかんつうじょうしおよ にっかんとくべつし とうじょ せんてい し
なお、日刊通常紙及び日刊特別紙は、それぞれ当所が選定した3紙のうち

から1紙を選択することになります。

(3) 書籍等を購入する場合は、所定の購入願箋に必要事項を記入し、購入
うけつけび ていしゅつ
受付日に提出してください。

げんそく こうにゅうがんせん ていしゅつご へんこうとりけ
なお、原則として、購入願箋を提出後に変更や取消しはできません。

(4) 書籍等の購入により保管私物及び領置物の分量が制限を超えるときは、
こうにゅう みと
購入を認めないことがあります。

(5) 閲覧後の雑誌及び新聞紙は、原則として、廃棄することになります。

5 書籍等の差入れ

しょせきとう さしい みと ひとり さしいれにん にち さしい
書籍等の差入れは認められていますが、一人の差入人が1日に差入れするこ

とができる書籍の冊数には制限があります。

なお、この制限を超過するときは、差入れを認めないことがあるので、十分注意してください。

6 書籍等の付録の取扱い

書籍等の付録は、自弁により使用することとされる物品以外の物品である場合は、第5「金品の取扱い」の2「物品の取扱い」で記載しているとおり、親族等への交付その他相当の処分を求め、相当の期間内に処分しないときは、法律に基づいて処理します。

だい
第9 規律及び秩序の維持

1 遵守事項等

(1) 遵守事項

当所の規律及び秩序を維持するため、所内生活を送るに当たって、遵守しなければならない事項を定めています。

遵守事項は、冊子として各居室に備え付けており、遵守しなければならない義務があるので、必ずその内容をよく読み、違反しないようにしてください。

(2) 職員の指示

職員は、被収容者の生活及び行動について指示することがあります。

職員が行った指示に従わなければならぬ義務があるので、職員の指示には素直に従ってください。

2 身体の検査等

当所の規律及び秩序を維持するため必要がある場合は、身体、着衣、所持品及び居室を検査するほか、所持品を取り上げて一時保管することができます。

職員から検査の指示を受けたときは、これに従って検査を受けなければなりません。

だい
第10 刑事訴訟

1 弁護人

(1) 個々の刑事訴訟手続については、法令上特別の規定がある場合を除き、

原則として、職員は関与できないので、分からることは全て弁護人によく相談してください。

(2) 被疑者（起訴以前の者）及び被告人（起訴された者）は、いつでも自費で弁護人を頼むことができます。

(3) 自費で弁護人を頼むことができない場合は、裁判所に国選弁護人選任請求願を提出し、国の費用で弁護人を付けてもらうことができます。

裁判所から弁護人の選任について照会があったときは、すぐに回答してください。

なお、その回答に要する費用は、原則として自己負担です。

2 裁判

(1) 公判期日は、あらかじめ裁判所から召喚状の送達又は公判廷における口頭での告知によって指定されるので、正確に覚えておいてください。

(2) 第一回公判期日前に、裁判の迅速化のため、事件の争点や論点を明らかにすることを目的として、検察官、弁護人、被告人が裁判所において、事件について整理する手続を実施する場合があり、これを公判前整理手続といいます。

(3) 第一审の裁判は、おおむね次の順序で行われるので、落ち着いて、よく内容を聞いてください。

- ア 裁判官による人定尋問
- イ 檢察官による起訴状の朗読
- ウ 裁判官による権利保護事項の告知
- エ 罪状認否 (被告人が起訴事実について意見を述べる。)
- オ 証拠調べ (冒頭陳述を含む。)
- カ 檢察官による論告, 求刑
- キ 弁護人による最終弁論及び被告人による最終陳述
- ク 裁判官による判決の宣告

3 勾留

- (1) 被疑者の勾留期間は10日であり, この期間内に起訴されないときは釈放されます。ただし, 勾留期間は10日間以内で延長されることがあります。特別の場合には, 更に5日以内で延長されることがあります。
- (2) 被告人の勾留期間は, 起訴の日から2か月ですが, その後1か月ごとに更新されることがあります。
- (3) 勾留の延長又は勾留の更新があったときは, 勾留の延長期間又は勾留の更新期間等を告知します。
- (4) 起訴通知があったときは, 勾留期間等を告知します。

4 接見等の禁止

裁判所から接見及び書類その他の物の授受の禁止決定を受けた者は, 弁護人又は弁護人になろうとする者以外の者と, 禁止決定の内容に従って面会, 通信

および書類その他の物の授受が禁止されます。

接見等禁止決定に対しては、裁判所に書面を提出して、その解除を願い出ることができます。

5 上訴

(1) 裁判所の判決などに不服がある場合は、上級裁判所に上訴することができます。

(2) 上訴には、第一審の判決に対する控訴、第二審の判決に対する上告及び決定・命令に対する抗告があります。

(3) 控訴と上告は、判決の言渡しがあった翌日から数えて14日以内に申し立てることができます。この期間を上訴期間といいます。

(4) 即時抗告は、決定の言渡しがあった日又は決定の謄本が送達された日の翌日から数えて3日以内に申し立てることができます。

(5) 控訴又は上告したときは、裁判所から趣意書を提出するよう文書で指示されます。

なお、趣意書は、上訴の理由を書くものであり、指定期日までに裁判所へ到達しなければならないものなので、十分注意してください。

(6) 控訴又は上告は、それぞれの裁判が終わるまで、いつでも書面によって取り下げることができます。

また、公判廷では、口頭で取り下げることもできます。

(7) 上訴権を放棄するときは、上訴期間内に、上訴権放棄申立書を言渡し裁判所に提出してください。

(8) いったん上訴を取り下げ、又は放棄すると、その事件について更に上訴することはできないので、特に注意してください。

なお、弁護人などのする取下げ又は放棄に同意した場合も同様です。

(9) 自己又は代理人の責任によって上訴期間内に上訴しなかったときは、上訴権回復の請求をすることができないので、弁護人、家族等が上訴したと思ひ違いをしないよう十分注意してください。

(10) 控訴、上告、抗告の申立書など上訴に関する訴訟書類は、刑事施設の長若しくはその代理者に差し出す所定の期間又は裁判所に提出する所定の期間がそれぞれ定められているので、その取扱いには、十分注意してください。

なお、上訴に関する訴訟書類は、当所の責任で裁判所に発送するので、訴訟書類を裁判所に提出する場合は、その旨を職員に申し出てください。

6 訴訟書類

(1) 訴訟書類は、朝食後から就寝時までの間において、他の日課動作に支障のない限りいつでも作成できます。

(2) 余罪受刑者は、原則として余暇時間に限り訴訟書類を作成することができます。

(3) 訴訟書類の発信又は提出は、いつでも受け付けますが、通常は、朝の願い事受付時に受け付けるので、なるべくそのときに提出してください。

なお、訴訟書類は、刑事訴訟法上、弁護人以外の者には宅下げできないことがあります。

(4) 訴訟書類には様式の定められたものもあるので、事情が分からぬ場合に
は、弁護人又は職員に相談してください。

7 保釈及び訴訟費用

- (1) 被告人は、保釈の請求をすることができるので、請求する場合は、保釈金
や身元引受人について、弁護人や家族等とよく相談してください。
- (2) 貧困のため訴訟費用が払えないときは、刑が確定した日から20日以内に
免除願を提出することができます。
- (3) 保釈のための保釈金、罰金、訴訟費用などを納付したいときは、その旨を
担当職員に申し出てください。

8 出廷等

- (1) 公判手続の召喚があった場合は、出廷してください。
なお、正当な理由なく出頭を拒否し、職員による引致を著しく困難にし
た場合は、被告人が出頭しないときでも、公判手続が行われることがあり
ます。
- (2) 入所する前に、既に召喚の通知を受けている者あるいは他所から移送に
なった場合で召喚状を持っている者は、必ずその旨を職員に申し出てく
ださい。
- (3) 檢察官調べや出廷する場合に、裁判で必要な書類、ノート、メモ用紙など
を携行したいときは、前日までに担当職員に申し出て許可を得てください。
- (4) 護送車内では、他の被収容者に話し掛けたり、合図を送ったりしないでく

ださい。

また、護送車内で用便はできないので、出発前に居室で済ませてください。

(5) 檢察庁や裁判所での待機場所では、弁護人以外の者との面会は原則として

認められません。

(6) 出廷時等は職員の指示に従って行動してください。

なお、法廷で暴言、暴行その他不穏当な言動があったときは、発言停止や

退廷を命ぜられたり、場合によっては、過料や監置、刑罰などの処分を受ける

ことがあります。

(7) 傍聴人と交談したり、物品又は文書を授受したりすることは禁止します。

9 出所

(1) 勾留の取消し、勾留の執行停止、保釈などの決定があったとき、又は勾留期間が満了したときは、所定の手続終了後、直ちに釈放します。

(2) 無罪、免訴、刑の免除、刑の執行猶予、公訴棄却、罰金、科料などの言渡しを受けたときは釈放となりますが、いったん施設に戻って、保管してある領置金品の受領手続をするようにしてください。

(3) 在所中に自動車運転免許証の有効期限が切れた場合は、出所時に「在所證明書」の交付を受け、出所後に更新手続をすることができます。

(4) 在所中に外国人登録証明書の切替日が経過した場合は、出所時に「在所證明書」の交付を受け、出所後に更新手続することができます。

だい よ か かつどう えんじょとう
第11 余暇活動の援助等

1 自己契約作業

じ こ けいやくさぎょう がいぶ じぎょうしゃ うけおいけいやく ぶつびん せいさく た
自己契約作業とは、外部の事業者との請負契約により物品の製作その他の
さぎょう おこな せいど 作業を行なう制度です。

じ こ けいやくさぎょう ていきょう がいぶ じぎょうしゃ とうしょ せんてい
なお、自己契約作業を提供する外部の事業者は、当所で選定します。

(1) 自己契約作業の内容は、居室内での内職的な単純作業であり、余暇時間帯
おこな 行なうことができます。

(2) 自己契約作業を行なった場合は、外部の事業者から報酬として賃金が支払
われるので、賃金は差入れという形で領置金に組み入れます。

(3) 自己契約作業を希望する場合は、その旨を職員に申し出てください。

(4) 自己契約作業を始めた場合は、自分の都合で勝手にやめることはできませ
ん。

(5) 当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある
場合は、自己契約作業を認めないことがあります。

2 ラジオ放送等

よ か じかんたい えんじょ さだ ばんぐみ ほうそ
余暇時間帯の援助として、あらかじめ定められたラジオ番組を放送するほか、
だい しょせきとう えつらん そなえつけしょせき きさい そなえつけしょせき たいよ
第8「書籍等の閲覧」の2「備付書籍」で記載しているとおり、備付書籍の貸与
を受けることができます。

だい がいぶこうつう
第12 外部交通

1 面会

ほうれい きてい きんし はあい のぞ がいぶ もの いってい じょうけん もと
法令の規定により禁止される場合を除き、外部の者と、一定の条件の下で、
めんかい
面会することができます。

なお、弁護人又は弁護人となろうとする者（以下「弁護人等」という。）以外
の者との面会については、原則として、職員が面会に立ち会います。

(1) 面会の一時停止及び終了

めんかい ばあい ひしゅうようしやまた めんかい あいてかた つぎ
面会する場合において、被収容者又は面会の相手方が次のア～カのいずれ
がいとう こういまた はつげん こういも はつげん せいし
かに該当する行為又は発言をするときは、その行為若しくは発言を制止し、
また めんかい いちじていし いちじていし ばあい めんかい けいぞく
又はその面会を一時停止するほか、一時停止した場合において、面会を継続
させることが適当でないと認めるときは、その面会を終了させます。

ア 当所が定めている面会の時間・回数・人数等の制限に違反する行為

イ 当所の規律及び秩序を害する行為

ウ 暗号の使用その他の理由によって、職員が理解できない内容の発言

エ 犯罪の実行を共謀し、おあり、又は唆す内容の発言

オ 当所の規律及び秩序を害する結果を生じるおそれのある発言

カ 罪証の隠滅の結果を生ずるおそれのある発言

(2) 面会に関する制限

ア 面会の受付

めんかい うけつけじかん きゅうじとう のぞ げんそく つき
面会の受付時間は、休日等を除き、原則として、次の（ア）及び（イ）
のとおりです。ただし、弁護人等の面会は、休日や夜間に行うこともあり

ます。

(ア) 午前8時30分から午前11時30分まで

(イ) 午後零時30分から午後4時まで

イ 面会の回数・時間・人数

面会することができる回数・時間は、1日につき1回、1回につき30

分で、同時に面会できる人数は三人までです。ただし、弁護人等との面会

は、原則として執務時間中に限りますが、時間・回数の制限はありません。

当日に面会の申出が多い場合等は、面会時間を短縮があるので、

大事なことは先に要領よく話してください。

(3) その他

ア 原則として、面会室への保管私物の携行は認めません。ただし、弁護人等

との裁判の打合せなど、面会のときに書類等を携行する必要がある場合は、

あらかじめ職員に申し出て、願書を提出して許可を受ければ携行するこ

とができます。

イ 聴覚等の障害により手話での面会を希望する場合は、関係機関との

調整等が必要なので、面会を希望する日のおおむね2週間以上前までに、

その旨を職員に申し出てください。

2 信書の発受

法令の規定により信書の発受が禁止される場合を除き、外部の者と、一定の

条件の下で、信書を発受することができます。

(1) 信書の検査

はつじゅ しんしょ ないよう けんさ つぎ がいとう
発受する信書は、その内容を検査しますが、次のア～ウいずれかに該当す
る信書については、これらの信書に該当することを確認するために必要な
げんど おこな ひつよう
限度において行います。

ア 弁護人等から受ける信書

イ 国又は地方公共団体の機関から受ける信書

ウ 自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に關し
弁護士法第3条第1項に規定する職務を遂行する弁護士(弁護士法人を含
む。)から受ける信書

(2) 信書の内容による差止め等

はつじゅ しんしょ けんさ けっか ぜんぶまた いちぶ つぎ
発受する信書を検査した結果、その全部又は一部が次のア～カのいずれか
がいとう はつじゅ さと また がいとうかしょ さくじょ も
に該当するときは、その発受を差し止め、又はその該当箇所を削除し、若しく
まっしょう
は抹消することがあります。

ア 暗号の使用その他の理由によって、職員が理解できない内容のものであ
るとき。

イ 発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果
を生ずるおそれがあるとき。

ウ 発受によって、当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがある
とき。

エ 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著し
く不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。

オ 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。

カ 発受によって、罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき。

(3) 信書に関する制限

ア 作成要領

(ア) 信書の用紙は、原則として、郵便書簡、はがき又は便箋を使用し、信書の封筒は、一重のものを使用してください。

(イ) 便箋を使用して信書を作成する場合は、7枚以内で作成してください。

(ウ) 便箋には、1野線に1行、1行の字数はおおむね30字（横書き用の便箋はおおむね25字）、1枚当たりの字数は400字程度で記載してください。

ださい。

(エ) 筆記具は、黒色又は青色のボールペンを使用してください。

(オ) 信書は、自分で記載してください。

なお、自分で記載できない場合は、職員が代筆するので、その旨を職員に申し出ください。

イ 発信の申請日

(ア) 信書（電報も含む。）は、休日等を除く毎日、2通まで発信申請することができます。ただし、弁護人等に対する発信書、宮城刑務所刑事施設

視察委員会に対して提出する発信書、不服申立てに係る発信書等について

では、通数を制限しません。

(イ) 発信申請の時間帯は、原則として午前中とします。

ウ 発信の方法

郵便及び電報による方法で発信することができます。ただし、電報については、弁護人等に対する発信又は緊急性が認められる場合の発信のみに

限られます。

(4) 発信に要する費用

信書の発信に要する費用は、原則として自己負担ですが、自己負担することができない場合において、発信の目的に照らして相当と認めるときは、国が費用を負担します。

(5) 発受を禁止した信書の取扱い

信書の発受を禁止し、若しくは差し止め、又は信書の一部を削除し、若しくは抹消した場合は、当該信書等（以下「発受禁止信書等」という。）を糺放の際に引き渡しますが、引渡しにより当所の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがある場合は、引き渡しません。

(6) 発信における留意事項

ア 発信の住所は、次のとおりです。

（ア）宮城刑務所

〒984-8523 宮城県仙台市若林区古城2丁目3番1号

（イ）仙台拘置支所

〒984-0825 宮城県仙台市若林区古城2丁目2番1号

（ウ）石巻拘置支所

〒986-0874 宮城県石巻市双葉町3番48号

（エ）古川拘置支所

〒986-6174 宮城県大崎市古川千手寺町2丁目2番2号

(7) その他

ア 氏名とともにきちんと住所を封皮に記載してください。

なお、理由があって住所を記載できない場合は、その旨を職員に申し

で
出てください。

イ 発信を申請する信書は、封をしないで提出してください。

ウ 信書に絵画を記載したい場合、信書に通信文以外の物を同封したい場合、

特定記録や書留等で発信したい場合は、その旨を職員に申し出てください。

エ 他の施設から移送となった場合は、2週間以内に限り、発信の申請日及

び通数の制限によらないで、親族宛てに移送となった旨の信書を1通のみ

はっしんしんせい
発信申請することができます。

オ 受信のうち、紙以外の物品にその内容が記載されたもの、音を発する装置

の付いたものその他信書以外の物品としての性質を有するものについて、

ひ わた ふてきとう ばあい ぶつびん ていじ た ほうほう
引き渡すことが不適当である場合は、その物品の提示その他の方法により

ないよう りょううち ごりょううち
その内容を了知させ、その後領置します。

3 外国語による面会等

めんかい しんしょ はつじゅとう げんそく にほんご しょう
面会、信書の発受等は、原則として、日本語を使用しなければなりませんが、

あいてかた にほんご しよう ばあい がいこくご しよう
相手方が日本語を使用できない場合は、外国語を使用することができます。た

だし、この場合において、発言又は信書の内容を確認するため通訳又は翻訳が

ひつよう ひょう じこふたん
必要であるときは、その費用を自己負担させことがあります。

だい
第13 賞罰

1 褒賞

つぎ 次の(1)~(3)のいずれかに該当する場合は、褒賞します。

- (1) 人命を救助したとき。
- (2) 地震、火災その他の災害に際し、応急の用務に服して、功労があったとき。
- (3) 賞揚に値する行為をしたとき。

2 懲罰

じゅんしゅじこう いはん また しょくいん し じ したが ばあい ちようばつ か 遵守事項に違反し、又は職員の指示に従わなかつた場合は、懲罰を科すこ

とがあります。

(1) 懲罰の種類

ちようばつ しゅるい つぎ 懲罰の種類は、次のア～エのとおりです。

ア 戒告

じべん ぶっぴん しょうまた せつしゅ いちぶまた ぜんぶ にちいない ていし
イ 自弁の物品の使用又は摂取の一部又は全部の15日以内の停止

しょせきとう えつらん いちぶまた ぜんぶ にちいない ていし
ウ 書籍等の閲覧の一部又は全部の30日以内の停止

にちいない とく じょうじょう おも ばあい にちいない へいきよ
エ 30日以内（特に情状が重い場合は、60日以内）の閉居

なお、イ及びウの懲罰は併せて科すことがあります。

(2) 閉居罰の内容

へいきよばつ ないよう
閉居罰においては、次のア～カの行為を停止し、居室内において謹慎することになります。

じべん ぶっぴん しょうまた せつしゅ
ア 自弁の物品を使用し、又は摂取すること。

イ 宗教上の儀式行事に参加し、又は他の被収容者と共に宗教上の
教誨を受けること。

ウ 書籍等を閲覧すること。

エ 自己契約作業を行うこと。

オ 面会すること。

カ 信書を発受すること。

(3) 反則行為の調査

反則行為（懲罰を科せられるべき行為）をした疑いがある場合は、反則行為の有無等について、調査します。

なお、調査をするため必要があるときは、身体、着衣、所持品及び居室を検査するほか、所持品を取り上げて一時保管することがあります。

(4) 懲罰を科する手続

反則行為の調査をした結果、懲罰を科すことが相当と判断した場合は、懲罰審査会を開催し、弁解の機会を与えます。

懲罰審査会に出頭して口頭で弁解することができますが、口頭で弁解することに代えて、出頭せずに、弁解を記載した書面を提出するか、補佐する職員が弁解を録取する方法により弁解することもできます。

なお、懲罰審査会の開催に当たっては、その前日までに弁解すべき日時又は期限及び懲罰の原因となる事実の要旨を記載した書面を交付するので、必ずその内容をよく読み、弁解の内容をまとめてください。

(5) 国庫帰属

反則行為の調査をするため、所持品を取り上げて一時保管していた場合に

において、当所の規律及び秩序を維持するため必要があるときは、当該物品を
国庫に帰属させることができます。

(6) 懲罰における留意事項

ア 閉居罰を科した場合は、別途「閉居受罰者の心得」を貸与するので、その
内容をよく読んで生活してください。

イ 反則行為の内容が刑罰法令に抵触する場合は、事件送致、告訴、告発等
の措置を執ることができます。

だい
第14 不服申立て

1 審査の申請及び再審査の申請

(1) 審査の申請

つぎ
次のア～タに掲げる刑事施設の長の措置に不服がある場合は、書面で、
とうがいしせつ
当該施設を管轄する矯正管区の長に対し、審査の申請をすることができま
す。

なお、審査の申請は、審査の申請をすることができる措置の告知があった
ひ　よくじつ　きさん　にちいない
日の翌日から起算して30日以内にしなければなりません。ただし、天災そ
た　じょうききかんない　しんさ　しんせい
の他上記期間内に審査の申請をできなかったことについてやむを得ない理由
りゆう
があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内に限り、
しんさ　しんせい
審査の申請をすることができます。

ア 受刑者以外の被収容者に係る自弁の物品の使用又は摂取を許さない
しょぶん
処分

りょううちきん　しょう　ゆる　しょぶんまた　ほかんしぶつも　りょううちきんびん　た　もの
イ 領置金の使用を許さない処分又は保管私物若しくは領置金品の他の者へ
こうふ　ゆる　しょぶん
の交付を許さない処分

しめいい　しんりょう　う　ゆる　しょぶんまた　しめいい　しんりょう
ウ 指名医による診療を受けることを許さない処分又は指名医による診療
ちゅうし
の中止

ひとり　おこな　しゅうきょうじょう　こうい　きんしまた　せいげん
エ 一人で行う宗教上の行為の禁止又は制限

じべん　しょせきとう　えつらん　きんしまた　しゅとく　しんぶんし　はんいおよ
オ 自弁の書籍等の閲覧の禁止又は取得することができる新聞紙の範囲及び
しゅとくほうほう　せいげん
取得方法の制限

じべん　しょせきとう　けんさ　ひつよう　ほんやくひよう　ふたん　しょぶん
カ 自弁の書籍等の検査に必要な翻訳費用を負担させる処分

キ 刑事施設の規律及び秩序の維持のため又はその者を保護するための隔離

ク 釈放の際の作業報奨金の支給に関する処分

ケ 障害手当金の支給に関する処分

コ 特別手当金の支給に関する処分

サ 信書の発受又は文書図画の交付の禁止、差止め又は制限

シ 釈放の際に発受禁止信書等の全部若しくは一部又は複製の引渡しをしない処分

ス 外国語による面会等の通訳費用又は信書の発受の翻訳費用を負担させる

セ 懲罰

ソ 反則行為に係る物を国庫に帰属させる処分

タ 反則行為の調査のための隔離

(2) 再審査の申請

審査の申請の裁決に不服がある場合は、書面で、法務大臣に対し、再審査の申請をすることができます。

なお、再審査の申請は、審査の申請についての裁決の告知があった日の翌日から起算して30日以内にしなければなりません。

2 事実の申告

(1) 矯正管区の長に対する事実の申告

自己に対する刑事施設の職員の行為であって、次のア～ウに掲げるものが
あつた場合は、書面で、当該施設を管轄する矯正管区の長に対し、その事実

申告することができます。

なお、矯正管区の長に対する事実の申告は、その申告に係る事実があつた日の翌日から起算して30日以内にしなければなりません。

ア 身体に対する違法な有形力の行使

イ 違法又は不当な捕縛、手錠又は拘束衣の使用

ウ 違法又は不当な保護室への収容

(2) 法務大臣に対する事実の申告

矯正管区の長に対する事実の申告の結果の通知を受けた場合において、

その内容に不服があるときは、書面で、法務大臣に対し、上記(1)のア～ウの事実を申告することができます。

なお、法務大臣に対する事実の申告は、矯正管区の長に対する事実の申告の結果の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内にしなければなりません。

3 苦情の申出

(1) 法務大臣に対する苦情の申出

自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇について、書面で、法務大臣に対し、苦情の申出をすることができます。

(2) 監査官に対する苦情の申出

自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇について、口頭又は書面で、1年に1回以上当所の実地監査を行なう監査官に対し、苦情の申出をすることができます。

(3) 刑事施設の長に対する苦情の申出

自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇について、口頭

又は書面で、刑事施設の長に対し、苦情の申出をすることができます。

4 不服申立てにおける留意事項

(1) 審査の申請、再審査の申請、矯正管区の長に対する事実の申告及び法務

大臣に対する事実の申告の作成・発送・中止の受付は、平日、休日及び矯正

指導日を問わず、午前8時30分から午後3時まで、取下げ・取下書の発送の

受付は、平日の願い事受付時のみです。

(2) 法務大臣に対する苦情の申出及び刑事施設の長に対する苦情の申出の

作成・発送・提出・中止・取下げ、取下書の発送の受付は、平日の願い事受付時

のみです。

(3) 書面で不服申立てを行う場合は、所定の用紙を交付し、作成要領を記載し

た説明書を貸与するので、その内容をよく読んで作成してください。

また、秘密を保持するための保管用封筒を貸与するので、作成中の用紙は、

その封筒に入れて保管してください。

(4) 書面を作成するに当たり、自分で書くことができない場合は、希望により

職員が代筆するので、その旨を職員に申し出てください。

(5) 刑事施設の長に対する口頭による苦情の申出については、原則として、

刑事施設の長に代えて、刑事施設の長以外の幹部職員が苦情の内容を

聴取します。

(6) 監査官に対する苦情の申出については、当所の実地監査が行われる場合に、

受けつけほうほうとう
その受付方法等について、別途告知します。

5 その他

ほうりつ もと ふふくもうした いがい べんごしかい たい じんけんきゅうさいもうした ほうむきょく
法律に基づく不服申立て以外の、弁護士会に対する人権救済申立て、法務局
じんけんきゅうさいしんこく そうさきかん たい こくそ こくはつ さいばんしょ そしょう ていきとう
への人権救済申告、捜査機関に対する告訴・告発、裁判所への訴訟の提起等に
ついては、通常の信書の発信手続と同様であり、あらかじめ申出をする必要は
ありませんが、閉居罰を科されている場合は、信書の発受が停止となるため、
許可を得る必要があります。

だい 第15 その他

1 刑事施設視察委員会

刑事施設視察委員会とは、けいじしせつしきついいんかい 刑事施設ごとに置かれる行政機関であり、その置

かれた刑事施設を視察し、その運営に関し、けいじしせつ うんえい かん 刑事施設の長に対して意見を述べる機関です。

当所には、みやぎけいむしょしきついいんかい 宮城刑務所視察委員会が置かれており、法務大臣が任命した弁護士

等の法律関係者、医師、学者等の第三者から構成される 10 名以内の委員で組織

しています。

(1) 委員による面接

面接は、めんせつ いいん もと 委員が求めて実施する場合と、じっし ばあい いいん 委員との面接を希望している者の
中から選ばれて実施する場合があります。

委員との面接を希望する場合は、めんせつ きぼう ばあい むね きさい がんせん ていしゅつ その旨を記載した願箋を提出してください。

なお、がんせん ていしゅつ 願箋を提出したからといって、必ず面接が実施されるわけではなく、また、いいん めんせつ もと 委員から面接を求められたからといって、必ず面接に赴かなければならぬものでもありません。

(2) 書面の提出

宮城刑務所視察委員会に対して、書面で、どうしょ うんえい かん いけん ていあん 当所の運営に関する意見や提案の
を述べることができます。

書面は、しょめん じょてい ようしまた じべん びんせん ないよう きさい ていしゅつ 所定の用紙又は自弁の便箋にその内容を記載して提出することに
なるので、しょてい ようし きぼう ばあい むね しょくいん もう で 所定の用紙を希望する場合は、その旨を職員に申し出てください。

なお、書面の提出は、当所の所定の場所に設置している提案箱に自ら投函

する方法か、宮城刑務所視察委員会宛てに発信する方法があります。

おって、いずれの方法であっても検査はしません。

発信する場合の宛先は、次のとおりです。

〒984-8523 宮城県仙台市若林区古城2丁目3番1号

宮城刑務所視察委員会 宛て

2 国民年金制度

(1) 国民年金制度

ア 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者は、国民年金の被

保険者であり、現に厚生年金等の他の公的年金に加入している場合を除き、

施設収容中であっても、保険料の納付や各種届出をする義務があるので、

各自で必要な手続を行ってください。

なお、年金の受給資格期間を満たしていないなどの場合は、最長70歳までの間、任意加入して保険料を納めることができます。

イ 国民年金には、老後のための老齢基礎年金や、重い障害を負ったときの

ための障害基礎年金、遺族の生計を支えるための遺族基礎年金があります。

なお、令和元年10月から、国民年金の受給者のうち、一定の所得の範

囲内にある者については、所定の請求手続を行えば、年金生活者支援給付

金を受給できます（ただし、刑又は保護処分の執行等を受ける間は受給

できません。）。

ウ 保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、いざというと

きの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があるの
で、必ず、保険料を納めるか、納めることができ困難な場合は、次の(2)「保険料
免除制度等」に記載している手続を行ってください。

エ 保険料は、納付期限(翌月末日)から2年以内であれば納付することができます。

オ 住民登録がない被収容者については、刑事施設の長による在所
証明書を添付することにより、住民登録を行わなくても、届出などの
手続を行うことができます。

なお、住民登録がない被収容者については、刑事施設の所在地を住所
として住民登録する手続を行うことも可能です。

(2) 保険料免除制度等

ア 障害年金を受けている場合や、生活保護法による生活扶助を受けている
場合等は、届出によって、保険料納付の免除が受けられます。(法定免除)
また、出産を行った場合(予定を含む。)は、届出により一定期間、保険料
の免除が受けられるほか(産前産後免除)、所得が少ないなどの理由で
保険料を納めることが著しく困難な場合は、原則として、住民登録をし
てある市区町村役場等に申請書を提出することにより、保険料納付の
免除が認められる場合があるので、必要な者は各自手続を行ってください
(申請免除)。

なお、通常、住民登録がない期間については申請免除の対象となりま
せんが、刑事施設の長による在所証明書を添付して手続を行うことによ
り、刑事施設への収容期間については申請免除の対象となります。ただ

し、その場合は、刑事施設の所在地を管轄する年金事務所等へ免除申請書を提出してください。

イ 免除申請の手続には所得審査があるところ、所得が少ないことを理由に申請免除の手続を行う場合は、市区町村に対する税の申告が行われていることが必要ですが、平成26年10月1日から、税の申告が行われていない場合であっても所得の申立書を添付することで申請免除の手続が可能となりました。

また、所得がない場合は、所得の申立書の添付は不要です。

なお、保険料納付の免除は、所得基準や失業等を理由として認められますが、刑事施設に収容されたことは免除要件には該当しません。

ウ 申請免除には、所得に応じて保険料全額の支払いが免除される場合と保険料の一部が免除される場合があります。

エ 一部免除された場合については、残りの保険料を支払わない限り免除期間とはならず、保険料未納期間として扱われる所以、注意してください。オ 申請免除の審査は、本人のほか、配偶者及び世帯主の前年の所得により行われます。

カ 世帯主又は配偶者の所得が基準額を超えるときは、申請免除が受けられませんが、30歳未満の者（平成28年7月以降は50歳未満の者）については、世帯主の所得にかかわらず保険料納付の猶予が認められる場合があります（納付猶予）。

また、納付猶予の申請手続については、ア及びイの免除申請の手続と同様です。

キ 申請免除と納付猶予の承認期間については、7月から翌6月までですが、

過去2年分まで遡及して申請することができます。

ク 申請免除及び納付猶予の申請は、毎年度行う必要があります。ただし、

全額免除及び納付猶予に限っては、翌年度以降も免除又は猶予の承認を

希望することを申請時に申し出ることによって、翌年度以降の申請を

省略できる場合があります。

なお、翌年度以降の免除又は猶予の審査において、税の申告が行われて

いない場合は、年金事務所等から所得の申立書を提出するよう求められ

ます。

また、住民登録が行われていない場合は、年金事務所等から在所証明書の提出を求められます。

ケ 免除又は猶予を受けた期間の保険料については、10年以内であれば

追納することができます。

コ 収容中に在所証明書を添付した上で各種手続を行った者については、

社会復帰した後、市区町村役場等において、速やかに住所登録の手続を行なう必要があります（市区町村役場等で住民登録が行われることによ

り、年金事務所で管理する住所も自動的に変更が行われます。）。

なお、社会復帰した後に、遡って申請免除の手続を行うに当たっては、

在所証明書を添付することにより、住民登録が行われておらず、刑事

施設に収容されていた期間も申請免除の対象となります。

(3) 支給停止等の届出について

ア 20歳前傷病による障害基礎年金については、刑又は保護処分の執行

等により刑事施設収容中は支給停止となるため、受給者は「国民年金受給権者支給停止事由該当届」の提出が必要です。

支給停止の届出をしないまま受給を続けると、後日、遡って支給停止が行われ、誤って支給された額の返還を求められることとなることから、該当する場合には、必要な届出を行ってください。

なお、出所後に再び受給するための手続については、年金事務所のお客様相談室又は市町村の窓口で確認することができます。

イ 特別障害給付金については、刑の執行等により受給資格が消滅するため、受給者は「特別障害給付金受給資格消滅届」の提出が必要です。資格消滅の届出をしないまま受給を続けると、後日、遡って資格消滅が行われ、誤って支給された額の返還を求められることとなることから、該当する場合には、必要な届出を行ってください。

なお、出所後に再び受給するための手続については、市町村の窓口で確認することができます（所定の手続を行った翌月分から支給されるため、出所後、速やかに手続を行ってください。）。

ウ 年金生活者支援給付金については、刑又は保護処分の執行等により受給資格が消滅するため、受給者は「年金生活者支援給付金不支給事由該当届」の提出が必要です。

資格消滅の届出をしないまま受給を続けると、後日、遡って資格消滅が行われ、誤って支給された額の返還を求められることとなることから、該当する場合には、必要な届出を行ってください。

なお、出所後に再び受給するための手続については、年金事務所のお

きやくさまそうだんしつ かくにん
客 様 相 談 室 で 確 認 す る こ と が で き ま す (所 定 の 手 続 を 行 っ た 翌 月 分 か ら
しきゅう しゅつしょご すみ てつづき おこな よくげつぶん
支 給 さ れ る た め, 出 所 後, 速 や か に 手 続 を 行 っ て く だ さ い。) 。

(4) 宮城刑務所を管轄する年金事務所等

〒 9 8 2 - 8 5 3 1 宮 城 県 仙 台 市 太 白 区 長 町 南 1 - 3 - 1

せんだいみなみねんkinじむしょ こくみんねんkinか
仙 台 南 年 金 事 務 所 国 民 年 金 課

(5) その他の

ねんkin ふめい てん ぱあい とうしょ えつらんしりょう そな つ
年 金 に つ いて 不 明 な 点 が あ る 場 合 は, 当 所 に お い て 閲 覧 資 料 を 備 え 付 け る
ほけんりょうのうふ ねんkinみこみがくしさん ほんにん ねんkinきろくとう
な ど し て お り, ま た, 保 険 料 納 付 や 年 金 見 込 額 試 算 な ど, 本 人 の 年 金 記 录 等 に
もと そだん きぼう ぱあい もよ ねんkinじむしょ しょくいん しどうとう う
基 づ く 相 談 を 希 望 す る 場 合 は, 最 寄 り の 年 金 事 務 所 の 職 員 に よ る 指 導 等 を 受
ける こ も で き る の で, そ の 旨 を 職 員 に 申 し 出 て く だ さ い。

3 国民健康保険等の保険料の減免

こくみんkenこうほけんとう ほけんりょう げんめん
國 民 健 康 保 険, 後 期 高 齡 者 医 療 及 び 介 護 保 険 に 加 入 し て い る 者 が 刑 事 施 設 に
しゅうよう ばあい こくみんkenこうほけんとう ほけんりょう ぜいほうしきさいよう ばあい
收 容 さ れ て い る 場 合 は, 國 民 健 康 保 険 等 の 保 険 料 (税 方 式 採 用 の 場 合 に お け る
こくみんkenこうほけんぜい ふく げんめん しちょうそんとう げんめん う
國 民 健 康 保 険 稅 を 含 む。) を 減 免 し て い る 市 町 村 等 が あ る の で, 減 免 を 受 け た い
とき は, 各 自 で 市 町 村 役 場 等 に 減 免 制 度 の 有 無 や 必 要 な 手 続 等 を 確 認 し て く だ
さ い。

4 運転免許失効手続

(1) 刑事施設に収容されている間に運転免許が失効した場合であって, 失効

びから 6か月以内に出所するときは、失効日から 6か月を超える日より前に

しんせい がっかしけんおよ ぎのうしけん めんじょ
申請すれば、学科試験及び技能試験が免除されます。

(2) 刑事施設に収容されている間に運転免許が失効した場合であって、失効

びから 6か月を超えて3年以内に出所するときは、出所してから1か月

いない しんせい がっかしけんおよ ぎのうしけん めんじょ
以内に申請すれば、学科試験及び技能試験が免除されます。

なお、出所してから1か月以内に申請する場合であっても、申請前に

失効日から3年を超えると、全ての試験を再受験しなければならないので、

とくちゅうい
特に注意してください。

(3) 刑事施設に収容されている間に運転免許が失効した場合であって、

失効日から3年を超えて出所するときは、全ての試験を再受験しなければな

りません。

べっし
別紙 1-1

どうさじげんひょう せんだいこうちしきよ
動作時限表 (仙台拘置支所)

曜日 動作	平日	休日等・矯正指導日
きょうしょく 起床	7:30	8:00
あさてんけん 朝点検	7:40	8:10
ちようしょく 朝食	7:45	8:15
しつないうんどう 室内運動	11:40～11:55	11:40～11:55
ちゅうしょく 昼食	12:00	12:00
しつないうんどう 室内運動	15:45～16:00	15:45～16:00
ゆうてんけん 夕点検	16:05	16:05
ゆうしょく 夕食	16:15	16:15
かりしおしん 仮就寝	18:30	18:30
しゅうしん 就寝	21:00	21:00

ちゅうじょうしひょうかんりゅうじじこう
注 上記表に関する留意事項

- 1 動作時限は、標準的なもので、運動、入浴等により時間を変更することがあります。
- 2 矯正指導日とは、受刑者の作業を行わない日のことです。

べつし
別紙 1-2

どうさじげんひょう いしのまきこううちしきよ ふるかわこううちしきよ
動作時限表 (石巻拘置支所・古川拘置支所)

曜日 動作	平日	休日等・矯正指導日
起きよう	7:30	8:00
あさてんけん	7:40	8:10
ちょうしょく	7:45	8:15
ちゅうしょく	12:00	12:00
ゆうてんけん	16:20	16:20
ゆうしょく	16:30	16:30
かりしゅうしん	18:30	18:30
しゅうしん	21:00	21:00

ちゅう じょうきひょう かいん りゅうういじこう
注 上記表に関する留意事項

- 1 動作時限は、標準的なもので、運動、入浴等により時間を変更することがあります。
- 2 矯正指導日とは、受刑者の作業を行わない日のことです。
- 3 別途、室内運動時間を定めています。

べっし
別紙2

せつすいこころえ
節水心得

洗顔	<p>1 洗顔をするときは、洗面器に溜めた水で行い、水を出し続けながら行つてはいけません。</p> <p>2 洗顔は、点検、食事及び就寝の時間以外の時間帯に行つてください。</p> <p>3 閉居罰を科されている場合は、起床時及び夕食終了後から就寝の時間までの間に行つてください。</p> <p>4 閉居罰における着座指定時間中の洗顔は認めないので、顔に汗をかいたときは、タオル又はハンカチで拭いてください。</p>
手洗い	<p>手洗いをするときは、蛇口の下に洗面器を置いた状態で水を出しながら行うこととしますが、水を出しながらであっても、その間に洗面器に溜まっている水があふれるまで、水を出し続けてはいけません。</p>
歯磨き等	<p>1 うがいや口をゆすぐときは、コップに水を入れて水道の栓を閉めてから行い、水を出し続けながら行つてはいけません。</p> <p>2 歯を磨いている最中も、水を出し続けてはいけません。</p> <p>3 歯ブラシを洗浄するときは、必要最小限の水で短時間に行い、水を勢よく出してはいけません。</p>
タオル及びハンカチ洗い	<p>1 タオルやハンカチを洗うときは、洗面器に溜めた水で行い、水を出し続けながら行つてはいけません。 なお、水の使用量は、洗面器1杯までとします。</p> <p>2 すぎぎをするときは、洗いと同様に洗面器に溜めた水で行い、水の使用量も洗面器1杯までとします。</p>
掃除	<p>1 雑巾を洗つたりするときは、バケツに溜めた水で行い、水を出し続けながら行つてはいけません。 なお、水の使用量は、バケツ3杯までとします。</p> <p>2 居室の便所を掃除するに当たつては、床に水をまいてはいけません。 なお、便器の縁や便器以外の場所を尿や便で汚し、便所に水をまいて掃除しなければならない場合は、その都度、職員の許可を得てから行つてください。</p>
便水	<p>1 居室の便所で用便をして便水を流すときは、静かに少しづつ流し、勢いよく流したり、必要以上に流したりしてはいけません。</p> <p>2 便水を流し続けながら用便をしてはいけません。</p> <p>3 就寝から起立の時間までの間は、便水を流すことを禁止するので、便水用として、就寝前までにバケツに水を溜めて置き、これを使用して便を流してください。</p> <p>4 便水を他の用途に使用してはいけません。</p>
食器洗い	<p>1 食器を洗うときは、ボールに溜めた水で行い、水を出し続けながら行つ</p>

	<p>てはいけません。</p> <p>2 すぎをするときは、蛇口の下にボールを置いた状態で水を出ながら行って差し支えありませんが、水を出しながらであっても、勢いよく出したり、必要以上に出し続けたりしてはいけません。</p> <p>3 食器洗い及びすすぎに、お茶を使用してはいけません。</p>
きんすい 散水	<p>きんすい 散水は、絶対に行ってはいけません。</p>
せんたく 洗濯	<p>きんしつ 居室での洗濯は、絶対に行ってはいけません。ただし、職員の許可を得た場合に限り、居室でのつまみ洗いは認めます。</p> <p>なお、つまみ洗いをするときは、水を出しながら行って差し支えありませんが、水を出しながらであっても、勢いよく出したり、必要以上に出し続けたりしてはいけません。</p>
にゅうよく 入浴	<p>1 入浴場に入った直後の腰掛けにかける湯、いわゆる捨て水は、禁止とします。</p> <p>2 浴槽の湯を使用して、浴槽に入る前に陰部を洗う場合及び身体にお湯を掛ける場合は、その使用量を洗面器2杯までとします。</p> <p>なお、洗面器の湯は、静かにゆっくりと陰部及び身体に掛けてください。</p> <p>3 浴槽の湯を使用して、頭髪及び身体の石けん等を流す場合は、その使用量を洗面器5杯までとします。</p> <p>なお、洗面器の湯は、静かにゆっくりと頭部及び身体に掛けてください。</p> <p>4 浴槽の湯を使用して、上がり湯をする場合は、その使用量を洗面器2杯までとします。</p> <p>なお、洗面器の湯は、静かにゆっくりと丁寧に身体に掛けてください。</p> <p>5 シャワー及び蛇口の湯水は、同時に使用してはいけません。</p> <p>6 シャワー及び蛇口の湯水を出し続けながら、頭髪及び身体を洗ってはいけません。</p> <p>7 入浴場でのタオル洗いの湯水の使用量は、洗面器1杯までとし、すぎは洗面器2杯までとします。</p> <p>8 シャワーでのタオル洗い及びすすぎは、禁止とします。</p> <p>9 個室入浴場の浴槽に湯を張る場合は、浴槽から湯が溢れないようにしてください。</p> <p>10 入浴終了後、居室内でのタオル洗いの水の使用量は、洗面器1杯までとし、石けんを使用してはいけません。</p> <p>みず 水で物を冷やしてはいけません。</p>
その他	

べっし
別紙3-1

たいよ いろいろのよ しんぐ
貸与する衣類及び寝具

くぶん 区分	ひんめい 品名	てきよう 摘要	くぶん 区分	ひんめい 品名
いろいろ 衣類	ながそでじょうい 長袖上衣		寝具	かけふとん 掛布団
	はんそでじょうい 半袖上衣	だんし かぎ 男子に限る。		しきぶとん 敷布団
	ズボン			もうふ 毛布
	スラックス	じょし かぎ 女子に限る。		しきもうふ 敷毛布
	はん 半ズボン	ハーフパンツを含 む。女子は、キュロ ットを含む。		まくら 枕
	スカート	じょし かぎ 女子に限る。		しきふ 敷布
	ワンピース	じょし かぎ 女子に限る。		えりふ 襟布
	ほじょ 補助シャツ	だんし かぎ 男子に限る。		まくら カバー
	チョッキ			
	カーディガン	じょし かぎ 女子に限る。		
	ながそで 長袖ブラウス	じょし かぎ 女子に限る。		
	はんそで 半袖ブラウス	じょし かぎ 女子に限る。		
	ふゆ 冬シャツ			
	はんそで 半袖シャツ			
	しちぶそで 七分袖シャツ	じょし かぎ 女子に限る。		
	ランニングシャツ	だんし かぎ 男子に限る。		
	プラジャー	じょし かぎ 女子に限る。		
	スリップ	じょし かぎ 女子に限る。		
	ふゆ した 冬ズボン下			
	あい した 合ズボン下			
	パンツ	だんし かぎ 男子に限る。		
	せいいりょう ショーツ・生理用シ ョーツ	じょし かぎ 女子に限る。		
	はんなが 半長ズロース	じょし かぎ 女子に限る。		
	パジャマ			
	なつ 夏パジャマ	じょし かぎ 女子に限る。		
	ふゆくつした 冬靴下	あつで 厚手		
	なつくつした 夏靴下	うすで 薄手		
	ぼうかんい 防寒衣			
	あまい 雨衣			
	ぼうし 帽子			

べつし
別紙3-2

たいよまた しきゅう にちようひんおよ ひつきぐ
貸与又は支給する日用品及び筆記具

くぶん 区分	ひんめい 品名	てきよう 摘要
にちようひん 日用品	かみ ちり紙	しきゅう 支給する。
	は 歯ブラシ	しきゅう 支給する。
	はみが 歯磨き	しきゅう 支給する。
	つまようじ	しきゅう 支給する。
	せつ 石けん	しきゅう 支給する。
	せつ ようき 石けん容器	たいよ 貸与する。
	シャンプー	しきゅう じょし かぎ 支給する。女子に限る。
	タオル	たいよ 貸与する。
	くし	たいよ 貸与する。ブラシを含む。 じょし かぎ 女子に限る。
	ヘアピン	たいよ じょし かぎ 貸与する。女子に限る。
	かみど 髪止めゴム	たいよ じょし かぎ 貸与する。女子に限る。
	クリーム類	しきゅう じょし かぎ 支給する。女子に限る。
	かみそり	たいよ 貸与する。
	せいりょうひん 生理用品	しきゅう にんさんぶようぐ ふく 支給する。妊娠婦用具を含む。 じょし かぎ 女子に限る。
	しょっき 食器	たいよ 貸与する。
	はし 箸	たいよ 貸与する。
	レンゲ	たいよ 貸与する。
	コップ	たいよ 貸与する。
	ざぶとん 座布団	たいよ 貸与する。
	サンダル	たいよ 貸与する。
	うんどうぐつ 運動靴	たいよ 貸与する。
ひつきぐ 筆記具	えんぴつ 鉛筆	たいよ 貸与する。
	は 消しゴム	たいよ 貸与する。
	ボールペン	たいよ 貸与する。

べつし
別紙4-1

にちようひんとうひんもくひょう
日用品等品目表 (自弁衣類等)

くぶん 区分	ひんめい 品名	こうにゅう 購入	きしひ 差入れ	てきよう 適用
したぎ 下着	はだぎ うえ 肌着(上)	○	○	まるくび とう 丸首, ランニング等
	ぼうかんはだぎ うえ 防寒肌着(上)	○	○	メリヤスシャツ等
	はだぎ した 肌着(下)	○	○	ブリーフ, パンティ等
	ショーツ・生理用ショーツ	○	○	じょし かぎ 女子に限る。 ズロースを含む。
	ズボン下類	○	○	メリヤスズボン, ステテコ等
	スリップ		○	じょし かぎ 女子に限る。 シミーズ, キャミソールを含む。
	ブラジャー	○	○	じょし かぎ 女子に限る。 ワイヤーの入っているものを除く。
	くつした 靴下	○	○	ふつうしじんひん 普通市販品
	タイツ		○	ふつうしじんひん 普通市販品 じょし かぎ 女子に限る。
	たび 足袋		○	ふつうしじんひん 普通市販品
いるい 衣類	オーバー類		○	コート・ジャンバー・ガウン(丈 ひさしき かぎ は膝上に限る。) ひも, ベルト, 金具, フード付き のぞ を除く(衣類において同じ。)
	洋服上衣		○	
	セーター類		○	カーディガン等を含む。
	チョッキ		○	
	ズボン		○	はん 半ズボンを含む。
	ワンピース		○	じょし かぎ 女子に限る。
	ブラウス		○	どうじょう 同上
	スカート		○	どうじょう 同上
	スラックス(女子用)		○	どうじょう 同上
	シャツ		○	かいきん 開襟シャツ, ポロシャツ等上衣と しよう して使用するもの。
	丹前		○	
	羽織		○	綿入りのもの(いわゆる「半てん」 を含む。)
	腹巻		○	ひも付きのものを除く。

		トレーニングウェア上下 <small>じょううげ</small>		トレーナー、スウェット、甚平、 作務衣を含む。
寝衣 <small>しんい</small>	パジャマ			
寝具類 <small>しんぐるい</small>	掛けふとん			カバー(160×220センチメートル以下のもの。)を含む。 羽毛等の検査不能なものを除く。 なお、身長180センチメートル以上の者は、160×260センチメートル以下とする。
	しきふとん 敷布団			カバー(110×220センチメートル以下のもの。)を含む。 羽毛等の検査不能なものを除く。
	しきふ 敷布			ひも付きのものを除く。
	えりふ 襦布			
	まくら			羽毛等の検査不能なものを除く。
	まくらカバー			ひも付きのものを除く。
	もうふ 毛布			シングルサイズ(150×210センチメートル以下のもの。) 二重のものは2枚とみなす。
	タオルケット			もうふの代用(150×210センチメートル以下のもの。)として 認める。

別紙 4-2

日用品等品目表 (自弁衣類等)

区分	品名	購入	差入れ	適用
食料品及び飲料	米飯類	○	\	ひる ゆうかく しょく 昼・夕各 1 食
	パン類	○	\	
	めん類	○	\	
嗜好品	菓子	○	\	
	あめ類	○	\	
	氷物 (夏季のみ)	○	\	
	総菜類	○	\	
	調味料	○	\	規格、数量等は別途指定する。
	香辛料	○	\	にち えんない (1日 700 円以内とする。)
	茶	○	\	
	コーヒー	○	\	
	紅茶	○	\	
	ココア	○	\	
	清涼飲料 その他の嗜好飲料	○	/	

べつし
別紙4-3

にちようひんとうひんもくひょう
日用品等品目表 (自弁日用品等)

くぶん 区分	ひんめい 品名	こうにゅう 購入	きしい 差入れ	けいじょう 形状・規格
タオル, 石けん, せんぱつさい 洗髪剤, 洗顔用具, ちょうはつようぐ 調髪用具, サンダ ル, 座布団, ハン ガーその他の にちようひん 日用品	ちり紙	○	★	しろふつうひん 白普通品
	は歯ブラシ	○	★	かつうしほんひん 普通市販品
	はみが 歯磨き	○	★	ふつうまた やくよう 普通又は薬用のもの。
	は歯ブラシケース	○	★	ざいしつ なんねんせい 材質は難燃性のもので, 合成 じゅしせい 樹脂性のもの。
	みみ 耳かき	○	○	たけせい 竹製
	はし	○	○	もくせい たけせいひんまた 木製, 竹製品又はプラスチック製 のもの。
	はし容器	○	○	いちぜんよう 一膳用のもの。 もくせいまた 木製又はプラスチック製で金属 せいひん のぞ 製品を除く。
	コップ	○	★	
	しょっきようき 食器容器	○	★	だい かく しょう 大・角・小 (タッパーウエア)
	つまようじ	○	★	
	せつ 石けん	○	★	せんたくようせつ 洗濯用石けんを含む。
	せつ ようき 石けん容器	○	○	ざいしつ なんねんせい 材質は難燃性のもので, 合成 じゅしせい 樹脂製のもの。 きんぞくせいとう とくい かたち 金属製等特異な形のものを除 く。
	シャンプー	○	★	
	リンス	○	★	
	タオル	○	○	か ふつうしほんひん 普通市販品 (90×40センチメ ートル以下のもの。) とくてい きごう ずがら もじとう はい 特定の記号, 図柄, 文字等の入っ たものを除く。
	ハンカチ	○	○	か ふつうしほんひん 普通市販品 めんせいまた 綿製又はガーゼ製 (44×44セ ンチメートル以下のもの。)
	バスタオル	○	○	か ふつうしほんひん 普通市販品 (130×62センチ メートル以下のもの。) とくてい きごう ずがら もじとう はい 特定の記号や図柄, 文字等の入っ たものを除く。
	くし	○	★	かく ヘアブラシを含む。 つど こべつ してい その都度, 個別に指定する。

タオル, 石けん, せんぱつざい センガんようぐ 洗髪剤, 洗顔用具, ちょうはつようぐ 調髪用具, サンダ ル, 座布団, ハン ガー その他の にちょうひん 日用品	せいはつりょう 整髪料	○	★	その都度, こべつしてい 個別に指定する。
	ヘアピン	○	★	じょし かぎ 女子に限る。
	かみど 髪止めゴム	○	★	
	でんちしき 電池式かみそり	○	★	しゅうのう 収納ケース, かは 替え刃, はけ及び およ でんち ふく 電池を含む。
	シェービングクリーム	○	★	
	るい クリーム類	○	★	
	あせ ど ようあんまつ 汗止め用粉末	○	★	
	パフ	○	★	
	けしょうすいるい 化粧水類	○	★	じょし かぎ 女子に限る。
	せいかんざい 制汗剤	○	★	
	めんぼう 綿棒	○	★	
	せいりょうひん 生理用品	○	★	じょし かぎ 女子に限る。 にんさんぶようぐ ふく 妊娠婦用具を含む。
	サンダル	○	○	あつうしじんひん 普通市販品 そことう ほこう じ おお スリッパ(ゴム底等の歩行時に大 きな音のしないもの。)を含む。
	ざぶとん 座布団	○	○	あつうしじんひん 普通市販品 カバー(70×70センチメート ル以下のもの。)を含む。
	ハンガー	○	★	きんぞく しょう 金属が使用されていないもの。
	ようふく 洋服カバー	○		
	てき ふくろ 手提げ袋	○	★	かみせい ぬのせい 紙製, 布製
	ふろしき		○	あつうしじんひん 普通市販品(80×80センチメ ートル以下のもの。)
ぶんぼうぐ ゆうぐ 文房具, 遊具その たのよ かじかんたい 他の余暇時間帯に おける知的, きょういくてき およ 教育的及び ごらくてきかつどう もち 娯楽的活動に用い ぶつひん る物品	えんぴつ 鉛筆	○	○	あつうしじんひん 普通市販品 いじょう 6B 以下の濃度のもの ひきんぞく なんねんせい で, 非金属, 難燃性のもの。 えんぴつ ふく 鉛筆キャップを含む。 さしい みしよう かぎ 差入れは未使用に限る。
	いろえんぴつ 色鉛筆	○	○	ひきんぞく なんねんせい 非金属, 難燃性のもの。 あか あお にしょくえんぴつおよ えんぴつ 赤・青の二色鉛筆及び鉛筆キャッ プを含む。 さしい みしよう かぎ 差入れは未使用に限る。
	け消しゴム	○	○	ほうこう ふく 芳香を含んだもの及びガラス せんせいひん のぞ 繊維製品を除く。 さしい みしよう かぎ 差入れは未使用に限る。

ぶんぽうぐ 文房具、遊具その他の余暇時間帯における知的、教育的及び娯楽的活動に用いる物品	シャープペンシル	○	★	なんねんせい 難燃性のもので、金属製でないもの。 H B・2 B でプラスチック軸等 えんぴつがた かんい かぎ 鉛筆型の簡易なものに限る。 かしん ふく 替え芯を含む。
	ボールペン	○	○	なんねんせい 難燃性のもので、ペン軸等が きんぞくせい 金属製でないもの(消すことができるものを除く。)。 あおいろ くろいろまた あかいろ かぎ 青色、黒色又は赤色に限る。 かしん ふく 替え芯を含む。 さしい たんしんしよう けんき ししょう 差入れは単芯仕様で検査に支障がないものに限る。
	サインペン	○	★	くろいろ 黒色
	筆ペン	○	★	スペアインクを含む。
	万年筆	○	★	なんねんせい 難燃性のもので、金属製でないもの。 スペアインクを含む。
	蛍光ペン	○	★	みずいろ いろ ももいろ きいろ 水色、オレンジ色、桃色、黄色, みどりいろ しそく 緑色の5色とする。
	雑記帳	○	○	ばん ふつうけい B 5 判、普通郵 かなぐるい つ 金具類の付いたものを除く。 ざつき そじょう べんがくよいうがい 雑記、訴訟、勉学用以外は、その つどしんき 都度審査する。
	日記帳	○	★	かなぐるい つ 金具類の付いたものを除く。 つど こべつ してい その都度、個別に指定する。
	色紙	○	○	たんざく ふく 短冊を含む。 つど こべつ してい その都度、個別に指定する。
	カーボン紙	○	○	
けいし 紙その他の筆記用紙		○	○	ひんしつ きかく すうりょうおよ しょうきかん 品質、規格、数量及び使用期間 とう しんき さい しょうもくとき たいおう 等は、審査の際、使用目的に対応 こべつ してい するものを個別に指定する。
	下敷き	○	○	なんねんせい むじ 難燃性で無地のもの。 ごうせいじゅしせい かなぐるい つ 合成樹脂製、金具類の付いたもの およ ふくろじょう まいき のぞ 及び袋状・二枚式のものを除く。
	定規	○	○	ふつうしじん ちよくじょうぎ 普通市販の直定規(30センチ メートル以下のもの。) せい プラスチック製・ポリプロピレン

ぶんぽうぐ ゆうぐ 文房具、遊具その他の余暇時間帯における知的、教育的及び娛樂的活動に用い る物品				た ごうせいじゅしせい かぎ その他の合成樹脂製に限る。
	ふでい 筆入れ	○	○	ふつうしはんひん 普通市販品 きんぞくせい ひつき ぐいがい えんびつけず 金属製や筆記具以外の鉛筆削り とう きのう ふか ものおよ 等の機能が付加されている物及 び華美なものを除く。
	えんぴつ 鉛筆削り	○	★	なんねんせい きんぞくせいおよ こがたな 難燃性のもので、金属製及び小刀 けいしき のぞ 型式のものを除く。 は ぶぶん と はず 刃の部分が取り外せないものに かぎ 限る。
	いためし 板目紙	○	★	そしょうしょるい せいり ひつよう みと 訴訟書類の整理に必要と認めら れる場合その他相当と認める ばあい かぎ 場合に限る。
	とじひも	○	★	どうじょう 同上
	インデックス	○	★	どうじょう 同上
	ふせん 付箋	○	★	どうじょう 同上
	ファイル	○	★	どうじょう 同上
	でんちしきけいさんき 電池式計算機	○	★	でんち ふく 電池を含む。 つどしんさ その都度審査する。
	そろばん	○	○	つどしんさ その都度審査する。
	ふうとう 封筒	○	○	いちじゅう むじ かぎ 一重で無地のもの限る。ただし、 か エアメールは可。
	きって 切手	○	○	
	はがき	○	○	かんせい 官製はがき
	ゆうびんしょかん 郵便書簡	○	○	かんせい 官製のもの。
	レターパックライト	○	★	
てぶくろ 手袋、マスクその他の身体に装着する物品以外の被 收容者の健康状態その他の事情に照らして使用することが必要なもの	つうしんようし 通信用紙	○	○	びんせん 便箋 むじ けいせんい 無地で罫線入りのもの。 こうりょうしゅう のぞ 香料臭のあるものを除く。
	てぶくろ 手袋	○	○	ぐんておよ てぶくろ ふく 軍手及びゴム手袋を含む。 ひんしつ きかく すうりょうおよ しょうきかん 品質、規格、数量及び使用期間 とう しんき さい しょうもくでき たいおう 等は、審査の際、使用目的に対応 こべつ してい するものを個別に指定する。
	みみぶくろ 耳袋	○	○	ふつうしはんひん 普通市販品 ひんしつ きかく すうりょうおよ しょうきかん 品質、規格、数量及び使用期間 とう しんき さい しょうもくでき たいおう 等は、審査の際、使用目的に対応 こべつ してい するものを個別に指定する。
	マスク	○	★	べつとじ 別途指示
	みみせん 耳栓	○	★	

	つかす 使い捨てカイロ	○	△	べつとしじ 別途指示
しつないそうしょくひん 室内装飾品	せいか 生花	○	△	その都度、個別に指定する。
	か 花びん	○	★	その都度、個別に指定する。
	しゃしんた 写真立て	○	★	その都度、個別に指定する。
いんし 印紙		○	○	しょうし 証紙を含む。
いんかん 印鑑			○	特に必要があると認められる 場合に限る。
かつら			○	特に必要があると認められる 場合に限る。

びこう
備考

- 1 差入れに係る物品で、著しく高価なもの又は華美にわたるものについては、許可しない。
- 2 本表に掲げるもののほか、補正器具（眼鏡、義手、義足、義歯、補聴器、コンタクトレンズ（眼鏡ケース、眼鏡ふき、義歯安定剤、同洗浄剤、コンタクトレンズケース、洗浄液等）、補正器具を使用する上で密接な関連を有するものを含む。）及び信仰上必要な物品（数珠、ロザリオ等）については、必要最小限度の数量とし、その都度審査する。
- 3 自弁食を除く飲食物の購入は、指定業者からの購入とし、1日につき700円以内とする。
- 4 嗜好品については、指定した物に限る。
- 5 購入品目については、当所指定の業者からの購入に限る。
- 6 携有物については、その都度、使用の可否について審査する。
- 7 ★印は指定業者を通じてのみ差入れを許可するもの。
- 8 当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は、許可しない。

1 備薬に関する一般的な注意事項

(1) 次の者は服用せずに診察で相談してください。

ア 薬剤によりアレルギー症状を起こしたことがある者

イ 薬剤を服用してぜんそくを起こしたことがある者

ウ 重い肝臓病、心臓病、腎臓病などと診断されている者

エ 妊婦又は妊娠していると思われる者や授乳中の者

(2) 同じ症状で投薬を受けている場合には、成分が重なるので、服用しない

でください。

(3) 長期連用しないでください。

(4) 備薬はあくまでも軽度の症状に対する応急的なものなので、症状が強い場合や持続する場合には、医務に相談してください。

(5) 服用後、次の症状があらわれた場合には、副作用の可能性があるので、直ちに服用を中止し、医務に相談してください。

ア 皮膚：発疹・発赤、かゆみ

イ 消化器：吐き気・嘔吐、食欲不振

ウ 精神神経系：めまい

なお、まれに起こる重篤な副作用には、次のようなものがあります。

病名	症状
ショック(アナフィラキシー)	服用後、すぐに皮膚のかゆみ、じんましん、声のかすれ、くしゃみ、喉のかゆみ、息苦しさ、動悸、意識の混濁等があらわれる。
皮膚粘膜眼症候群(ステイーブンス・ジョンソン症候群)	高熱、目の充血、目やに、唇のただれ、喉の痛み、皮膚の広範囲の発疹・発赤、赤くなった皮膚上に小さなブツブツ(小膿泡)が出る、全身がだるい、食欲がない等が持続したり、急激に悪化したりする。
中毒性表皮壊死融解症	高熱、目の充血、目やに、唇のただれ、喉の痛み、皮膚の広範囲の発疹・発赤、赤くなった皮膚上に小さなブツブ

	ツ(小膿疱)が出る、全身がだるい、食欲がない等が持続したり、急激に悪化したりする。
急性汎発性発疹性膿疱症	高熱、目の充血、目やに、唇のただれ、喉の痛み、皮膚の広範囲の発疹・発赤、赤くなった皮膚上に小さなブツブツ(小膿疱)が出る、全身がだるい、食欲がない等が持続したり、急激に悪化したりする。
肝機能障害	発熱、かゆみ、発疹、黄疸(皮膚や白目が黄色くなる。),褐色尿、全身のだるさ、食欲不振等が現れる。
腎障害	発熱、発疹、尿量の減少、全身のむくみ、全身のだるさ、関節痛(節々が痛む。),下痢等が現れる。
間質性肺炎	階段を上ったり、少し無理をしたりすると息切れがする・息苦しくなる、空せき、発熱等が見られ、これらが急に現れたり、持続したりする。
ぜん息	息をするときゼーゼー、ヒューヒューと鳴る、息苦しい等が現れる。

2 備薬の薬効等

(1) 改源

薬効分類	かぜ薬(内用)
効能・効果	かぜの諸症状(喉の痛み、せき、たん、悪寒、発熱、頭痛、関節の痛み、筋肉の痛み)の緩和
用法・用量	1回量(1包)を1日3回まで、食後に水で服用
使用上の注意 (一般事項以外にこの薬 特有のもの)	1 胃・十二指腸潰瘍を引き起こすおそれがあるので、過去に診断された者は服用しないこと。 2 胃痛を感じた場合には、服用を中止すること。 3 黒色の便や嘔吐、吐血・下血等が認められた場合には、直ちに医務に申し出ること。
成分	アセトアミノフェン 900mg, d1-メチルエフェドリン塩酸塩 30mg, 無水カフェイン 75mg, カンゾウ末 200mg, ケイヒ末 200mg, ショウキヨウ末 100mg (添加物: アマチャヤ末, 1-メントール, d-ボルネオール, チョウジ油, バニリン, 香料, 無水リソ酸水素カルシウム)

(2) フェリア

やつこうぶんるい 薬効分類	げねつちんつうやく 解熱鎮痛薬
こうのう こうか 効能・効果	せいりつう ようつう ずつう しつう いんどうつう かんすつう きんにくつう 生理痛・腰痛・頭痛・歯痛・咽喉痛・関節痛・筋肉痛・ しんけいつう かた つう ばつしこ とうつう だぼくつう みみつう こつけつう 神經痛・肩こり痛・拔歯後の疼痛・打撲痛・耳痛・骨折痛・ ねんぎつう がいようつう ちんつう おかん はつねつじ げねつ 捻挫痛・外傷痛の鎮痛, 惠寒・発熱時の解熱
ようほう ようりょう 用法・用量	かいりょう 1回量 (1包) を1日3回まで, 食後に水で服用
しようじょう ちゅうい 使用上の注意 (一般事項以外にこの薬 特有のもの)	1 胃・十二指腸潰瘍を引き起こすおそれがあるので、過去 しんдан もののふくよう に診断された者は服用しないこと。 2 胃痛を感じた場合には、服用を中止すること。 3 黒色の便や嘔吐, 吐血・下血等が認められた場合には ただちに医務に申し出ること。 4 眠気等が現れることがあるので、服用後, 機械類の うんてんそうさ 運転操作をしないこと。
せいぶん 成分 (3包(3 g) 中)	イブプロフェン 450mg, 添加物 (乳糖水和物, D-ソルビ トール, ヒドロキシプロピルセルロース, ポリビニルアセ タールジエチルアミノアセテート, ハッカ油)

(3) 第一三共胃腸薬 [細粒] a

やつこうぶんるい 薬効分類	せいきん けんい しおうか せいちとう いじょうひょうばう 制酸・健胃・消化・整腸を2以上標榜するもの
こうのう こうか 効能・効果	・もたれ, 食べ過ぎ, 飲み過ぎ, 胸つかえ, 食欲不振 ・胸やけ, 胃痛, 胃酸过多, 胃重, 胃部不快感, げっぷ ・消化不良, 消化促進, 胃弱, 胃部・腹部膨満感 ・はきけ (むかつき, 悪心), 嘔吐
ようほう ようりょう 用法・用量	かいりょう 1回量 (1包) を1日3回まで, 食後に水で服用
しようじょう ちゅうい 使用上の注意 (一般事項以外にこの薬 特有のもの)	つき もののふくよう 次の者は服用しないでください。 1 透析療法を受けている者 2 排尿困難がある者 3 緑内障と診断されている者
せいぶん 成分 (3包(3. 9 g) 中)	タカヂアスターN1 150mg, リパーゼAP12 60mg, アカ メガシワエキス 63mg (アカメガシワとして 504mg), カン ゾウ末 150mg, ケイ酸アルミニ酸マグネシウム 1200mg, 合成ヒドロタルサイト 450mg, 水酸化マグネシウム 600mg, ロートエキス 30mg, オウバク末 105mg, ケイヒ末 225mg, ウイキョウ末 60mg, チョウジ末 30mg, ショウキョウ末 75mg, 1-メントール 9mg, 添加物 (セルロース, 乳糖, ポ リソルベート 80, ヒドロキシプロピルセルロース, サンシ ヨウ)

(4) ラッパ整腸薬BF

やつこうぶんりい 薬効分類	せいちょうやく 整腸薬
こうのう こうか 効能・効果	せいちょう べんつう ととの 整腸(便通を整える。), 腹部膨満感, 軟便, 便秘
ようほう ようりょう 用法・用量	かいりょう ぼう にち かい しょくご みず ふくよう 1回量(1包)を1日3回まで, 食後に水で服用
せいぶん 成分 (3包中)	ラクトミン(フェカリス菌・アシドフィルス菌) 18mg, ビフィズス菌 24mg, ジメチコン 180mg, 添加物(メタケイ 酸アルミン酸マグネシウム, 乳糖, 白糖, メチルセルロー ス, ポリソルベート80, ソルビタン脂肪酸エステル, 無水 ケイ酸, タルク)

(5) 山本漢方センナ顆粒S

やつこうぶんりい 薬効分類	しゃげやく げざい 瀉下薬(下剤)
こうのう こうか 効能・効果	べんび 便秘 便秘に伴う次の症状の緩和 ・頭重, のぼせ, 肌あれ, 吹出物, 食欲不振(食欲減退), 腹部膨満, 腸内異常醣酵, 寒
ようほう ようりょう 用法・用量	にち かいしゅうしんまえ ぼう みず ふくよう 1日1回就寝前に1/2~1包, 水で服用
じょうじょう ちゅうい 使用上の注意 (一般事項以外にこの薬 とくゆう 特有のもの)	ふくよう 服用により, 下痢や腹痛が起こることがあります。
せいぶん 成分	センナ末 750mg, 添加物(結晶セルロース, 乳糖, バレ イショデンプン, クロスカルメロースナトリウム(クロス CMC-Na), 合成ケイ酸アルミニウム, ステアリン酸マグネシ ウム)